

令和 2 年

第 2 回西原村定例会会議録

令和 2 年 6 月 9 日

令和 2 年 6 月 12 日

熊本県阿蘇郡西原村議会

## 令和 2 年第 2 回定例会会期日程表

| 月 日      | 曜 | 開 議<br>時 刻 | 区 分 | 日 程   | 備 考   |
|----------|---|------------|-----|---|---|
| 6 月 9 日  | 火 | 午前 10 時    | 本会議 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・開会</li> <li>・会期の決定</li> <li>・諸般の報告</li> <li>・村長提案理由説明</li> <li>・休会の件について</li> <li>・全員協議会</li> <li>・常任委員会</li> </ul> |   |
| 6 月 10 日 | 水 |            | 休 会 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・常任委員会</li> </ul>  |   |
| 6 月 11 日 | 木 | 午前 10 時    | 本会議 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・一般質問（3名）</li> <li>・議案審議<br/>（報告第1号～第3号）<br/>（承認第3号～第8号）<br/>（議案第67号～<br/>議案第72号）</li> </ul>                         | <ul style="list-style-type: none"> <li>・予算</li> <li>・条例</li> </ul>        |
| 6 月 12 日 | 金 | 午前 10 時    | 本会議 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・議案審議<br/>（議案第73号～第80<br/>号、同意第1号）</li> <li>・発議第2号</li> <li>・委員会の閉会中の継続<br/>調査申出</li> </ul>                          | <ul style="list-style-type: none"> <li>・予算</li> <li>・一般<br/>議案</li> </ul> |

# 提出議案等

(令和2年6月9日提出)

(村長提出議案)

- 報告第 1号 令和元年度西原村一般会計継続費繰越計算書の報告について
- 報告第 2号 令和元年度西原村一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 報告第 3号 令和元年度西原村一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について
- 承認第 3号 専決処分の報告及び承認について「(専第3号) 西原村税条例等の一部を改正する条例の制定について」
- 承認第 4号 専決処分の報告及び承認について「(専第4号) 西原村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について」
- 承認第 5号 専決処分の報告及び承認について「(専第5号) 令和元年度西原村一般会計補正予算(第9号)について」
- 承認第 6号 専決処分の報告及び承認について「(専第6号) 令和2年度西原村一般会計補正予算(第1号)について」
- 承認第 7号 専決処分の報告及び承認について「(専第7号) 令和2年度西原村一般会計補正予算(第2号)について」
- 承認第 8号 専決処分の報告及び承認について「(専第8号) 令和2年度西原村一般会計補正予算(第3号)について」
- 議案第67号 西原村固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第68号 西原村税条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第69号 西原村ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第70号 西原村介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

- 議案第 7 1 号 西原村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 7 2 号 西原村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 7 3 号 令和 2 年度西原村一般会計補正予算（第 4 号）について
- 議案第 7 4 号 令和 2 年度西原村国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）について
- 議案第 7 5 号 令和 2 年度西原村介護保険特別会計補正予算（第 1 号）について
- 議案第 7 6 号 物品購入契約の締結について
- 議案第 7 7 号 工事請負変更契約の締結について
- 議案第 7 8 号 工事請負変更契約の締結について
- 議案第 7 9 号 工事請負変更契約の締結について
- 議案第 8 0 号 工事請負変更契約の締結について
- 同意第 1 号 西原村教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

(令和 2 年 6 月 1 1 日提出)

(一般質問)

1 番 西口義充君 2 番 中西義信君 3 番 堀田直孝君

(令和 2 年 6 月 1 2 日提出)

(議員提出議案)

発議第 2 号 西原村議会会議規則第 1 2 9 条に伴う議員派遣について

## 目 次

### 第1号（6月9日）

|   |    |
|---|----|
| 議事日程第1号   | 1  |
| 応招議員氏名  | 2  |
| 出席議員氏名  | 3  |
| 事務局職員出席者  | 3  |
| 説明のため出席した者の職氏名  | 4  |
| 開会・開議   | 5  |
| 日程第 1 会議録署名議員の指名                                      | 5  |
| 日程第 2 会期の決定について                                       | 5  |
| 日程第 3 諸般の報告   | 5  |
| 日程第 4 村長提案理由説明（報告第1号～第3号、承認第3号～第8号、議案第67号～第80号、同意第1号） | 5  |
| 日程第 5 休会の件について  | 13 |
| 散 会   | 13 |

### 第2号（6月11日）

|  |    |
|--|----|
| 議事日程第2号                                    | 15 |
| 応招議員氏名                                     | 17 |
| 出席議員氏名                                     | 18 |
| 事務局職員出席者                                   | 18 |
| 説明のため出席した者の職氏名                             | 19 |
| 開 議  | 20 |
| 日程第 1 一般質問                                 | 20 |
| （西口義充）                                     | 20 |
| ・ 地元の映像を残す事業について                           |    |
| ・ 新型コロナウイルスによる変化する教育環境の状況について              |    |
| ・ G I G Aスクール構想について                        |    |
| ・ 村道の拡張及び事故防止について                          |    |
| （中西義信）                                     | 30 |
| ・ 新型コロナウイルスによって自宅待機を余儀なくされている児童・生徒への対応について |    |
| （堀田直孝）                                     | 39 |
| ・ 新型コロナウイルス対策について                          |    |
| 日程第 2 報告第 1号 令和元年度西原村一般会計継続費繰越計算書の報告について   | 48 |

|        |         |  |     |
|--------|---------|--|-----|
| 日程第 3  | 報告第 2号  | 令和元年度西原村一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について ……                             | 4 9 |
| 日程第 4  | 報告第 3号  | 令和元年度西原村一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について ……                             | 5 0 |
| 日程第 5  | 承認第 3号  | 専決処分の報告及び承認について<br>「(専第3号) 西原村税条例等の一部を改正する条例の制定について」 ……      | 5 1 |
| 日程第 6  | 承認第 4号  | 専決処分の報告及び承認について<br>「(専第4号) 西原村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について」 …… | 5 3 |
| 日程第 7  | 承認第 5号  | 専決処分の報告及び承認について<br>「(専第5号) 令和元年度西原村一般会計補正予算(第9号)について」 ……     | 5 4 |
| 日程第 8  | 承認第 6号  | 専決処分の報告及び承認について<br>「(専第6号) 令和2年度西原村一般会計補正予算(第1号)について」 ……     | 5 6 |
| 日程第 9  | 承認第 7号  | 専決処分の報告及び承認について<br>「(専第7号) 令和2年度西原村一般会計補正予算(第2号)について」 ……     | 5 7 |
| 日程第 10 | 承認第 8号  | 専決処分の報告及び承認について<br>「(専第8号) 令和2年度西原村一般会計補正予算(第3号)について」 ……     | 5 8 |
| 日程第 11 | 議案第 67号 | 西原村固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定について ……                         | 6 0 |
| 日程第 12 | 議案第 68号 | 西原村税条例の一部を改正する条例の制定について ……                                   | 6 1 |
| 日程第 13 | 議案第 69号 | 西原村ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について ……                    | 6 3 |
| 日程第 14 | 議案第 70号 | 西原村介護保険条例の一部を改正する条例の制定について ……                                | 6 4 |
| 日程第 15 | 議案第 71号 | 西原村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について ……                         | 6 6 |
| 日程第 16 | 議案第 72号 | 西原村国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について ……                              | 6 7 |

|                |  |
|----------------|--|
| 散 会            | 6 9  |
| 第3号（6月12日）     |  |
| 議事日程第3号        | 7 1  |
| 応招議員氏名         | 7 2  |
| 出席議員氏名         | 7 3  |
| 事務局職員出席者       | 7 3  |
| 説明のため出席した者の職氏名 | 7 4  |
| 開 議            | 7 5  |
| 日程第 1          | 議案第73号 令和2年度西原村一般会計補正予算<br>(第4号)について 7 5       |
| 日程第 2          | 議案第74号 令和2年度西原村国民健康保険特別<br>会計補正予算(第1号)について 8 6 |
| 日程第 3          | 議案第75号 令和2年度西原村介護保険特別会計<br>補正予算(第1号)について 8 9   |
| 日程第 4          | 議案第76号 物品購入契約の締結について 9 0                       |
| 日程第 5          | 議案第77号 工事請負変更契約の締結について 9 7                     |
| 日程第 6          | 議案第78号 工事請負変更契約の締結について 9 7                     |
| 日程第 7          | 議案第79号 工事請負変更契約の締結について 9 7                     |
| 日程第 8          | 議案第80号 工事請負変更契約の締結について 9 7                     |
| 日程第 9          | 同意第 1号 西原村教育委員会委員の任命につき<br>同意を求めることについて 1 0 2  |
| 日程第10          | 発議第 2号 西原村議会会議規則第129条に伴<br>う議員派遣について 1 0 3     |
| 日程第11          | 委員会の閉会中の継続調査申出について 1 0 3                       |
| 閉 会            | 1 0 3  |
| 署 名            | 1 0 5  |

第 1 号 ( 6 月 9 日 )



## 令和2年第2回西原村議会定例会会議録

令和2年6月9日、令和2年第2回西原村議会定例会が西原村役場に招集された。

令和2年6月9日（火曜日） 議事日程第1号

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 村長提案理由説明
- 日程第 5 休会の件について

1、応招議員 (10名)

|      |           |
|------|-----------|
| 1 番  | 堀 田 直 孝 君 |
| 2 番  | 村 上 高 志 君 |
| 3 番  | 坂 本 隆 文 君 |
| 4 番  | 中 西 義 信 君 |
| 5 番  | 西 口 義 充 君 |
| 6 番  | 上 野 正 博 君 |
| 7 番  | 山 下 一 義 君 |
| 8 番  | 林 田 直 行 君 |
| 9 番  | 桂 悦 朗 君   |
| 10 番 | 宮 田 勝 則 君 |

2、不応招議員 (なし)

3、出席議員 (10名)

|      |           |
|------|-----------|
| 1 番  | 堀 田 直 孝 君 |
| 2 番  | 村 上 高 志 君 |
| 3 番  | 坂 本 隆 文 君 |
| 4 番  | 中 西 義 信 君 |
| 5 番  | 西 口 義 充 君 |
| 6 番  | 上 野 正 博 君 |
| 7 番  | 山 下 一 義 君 |
| 8 番  | 林 田 直 行 君 |
| 9 番  | 桂 悦 朗 君   |
| 10 番 | 宮 田 勝 則 君 |

4、欠席議員 (なし)

5、職務のため出席した職員は次のとおりである。

|         |           |
|---------|-----------|
| 議会事務局長  | 米 口 三喜男 君 |
| 議会事務局書記 | 松 永 政 範 君 |

6、地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名は次のとおりである。

|        |        |
|--------|--------|
| 村長     | 日置和彦君  |
| 副村長    | 目床順司君  |
| 教育長    | 竹下良一君  |
| 総務課長   | 須藤博君   |
| 企画商工課長 | 林田浩之君  |
| 教育課長   | 吉田光範君  |
| 会計管理者  | 西山春作君  |
| 税務課長   | 廣瀬龍一君  |
| 産業課長   | 南利孝文君  |
| 復興建設課長 | 吉井誠君   |
| 住民福祉課長 | 藤吉昌也君  |
| 保健衛生課長 | 松下公夫君  |
| 保育園長   | 槇原加奈子君 |

○議長（宮田勝則君）おはようございます。

本日は全員出席であります。

第2回の定例会が招集されましたところ、定足数に達しておりますので、令和2年第2回西原村議会定例会を開会します。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付の議事日程第1号のとおり行います。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、1番議員、堀田直孝君、9番議員、桂悦朗君を指名します。

日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。今期定例会の会期は、6月1日に行われました議会運営委員会で本日9日より12日までの4日間と決定しておりますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（宮田勝則君）異議なしと認め、よって会期は、本日9日より12日までの4日間と決定しました。

日程第3、諸般の報告を行います。

諸報告として、議長から、会議規則第129条ただし書の規定により、議員の派遣についてを報告します。

5月25日から26日にかけて、正副議長研修及び県関係国会議員への要望活動が東京で予定されておりましたが、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い中止となりました。

現在、全国において緊急事態宣言は解除されているものの、いつ第2波の感染拡大が発生するか分からない状況でもあります。今後も危機感を持って対応していただきたいと思います。

以上、諸般の報告を終わります。

日程第4、村長に提案理由の説明を求めます。

（村長 日置和彦君 登壇 説明）

○村長（日置和彦君）おはようございます。

令和2年第2回西原村議会定例会の招集をお願いしましたところ、議員各位には、大変ご多忙の中、全員のご出席を賜り、誠にありがとうございます。

さて、新型コロナウイルス感染症で日本はもとより、全世界においても感染拡大が後を絶たない状況であります。

日本国内においては、先週末現在で感染者の累計は1万7,114人で、死者は919名となっております。緊急事態宣言は解除されておりますが、第2波、

第3波も懸念され、北九州市では感染が拡大し、第2波の真ただ中と表現されています。

県内においても、感染者47名、死者数3名となっております。

本村においては、感染者が発生しなかったことは村民の方々の感染防止の努力のたまものであり、感謝するものであります。今後も、感染防止の基本であるマスクの着用、手洗いの徹底を図り、密閉、密集、密接の3密を守り、新型コロナウイルス感染症対策を継続して取り組んでまいります。

それにしても、見えない敵との戦いであります。感染しても無症状の方もおられます。気を緩めることなく感染防止に努めてまいります。と同時に、経済対策もリーマンショック以上の低迷が考えられますので、本村でもできる限りの支援を実施していく計画を考えているところであります。新型コロナウイルス感染症関係で、後日一般質問を受けておりますので、多く語ることは控えさせていただきます。

さて、新年度がスタートして2か月以上経過しました。新課長、新係長をはじめ、異動した職員、新規採用職員を含め、新しい職域、組織の中で多少の戸惑いは感じますが、まずは順調にスタートしております。

私たちは、一日も早く被災者の方々が元の生活ができるよう、生きがいを感じられるよう、そして創造的復興というゴールに向かって職員一丸となって住民サービスにも努力をしてみたいと考えております。議員各位におかれましては、さらなるご協力を賜りますようお願い申し上げます。

さて、5月12日、総合体育館新築工事の安全祈願祭及び起工式が現地で執り行われました。18か月の工期で来年の9月が完成予定であり、公園、スポーツ施設、調整池、駐車場等々全ての施設が完成するのは令和5年度と計画をしております。

村民の方々が集える健康づくりの拠点として、防災の拠点として、そして地震からの復興のあかしとして、西原村に生まれてよかった、西原村に住み続けてよかった、西原村に行ってみたいと思えるような小さな拠点づくりに邁進してまいります。それには、議員各位の格別なご指導とご協力が必須であります。今後ともよろしくようお願い申し上げ、提案理由の説明をさせていただきます。

報告第1号、令和元年度西原村一般会計継続費繰越計算書の報告についてご説明申し上げます。

今回報告いたします事業は、令和元年度に継続費として議決をいただきました特定地区公園事業のうち、総合体育館建設事業につきまして、令和元年度中に執行できなかった事業費を法令の規定により翌年度へ逓次繰越を行うものでございます。

翌年度繰越額といたしましては、6億円を計上しております。その財源といたしましては、国の補助金3億円、地方債3億円となっております。

この事業につきましては、地方自治法施行令第145条第1項の規定に基づき報告をさせていただきます。

詳細につきましては、総務課長よりご説明いたします。

報告第2号、令和元年度西原村一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてご説明申し上げます。

今回報告します事業は、総務費1件、農林水産業費1件、土木費5件、消防費1件、教育費6件、災害復旧費3件の合わせて17件の事業です。

翌年度繰越額といたしましては、19億6,547万4,000円を計上しております。その財源といたしましては、既収入特定財源2,946万8,000円、未収入特定財源の国・県等の補助金9億3,162万8,000円、地方債8億7,890万円、その他特定財源72万1,000円及び一般財源1億2,475万7,000円となっております。

これらの事業につきましては、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき報告をさせていただきます。

詳細につきましては、総務課長よりご説明いたします。

報告第3号、令和元年度西原村一般会計事故繰越し繰越計算書の報告についてご説明申し上げます。

今回報告いたします事業としましては、土木費1件、災害復旧費1件の事業です。

翌年度繰越額といたしましては、15億6,973万7,875円を計上しております。その財源といたしましては、未収入特定財源の国・県等の補助金8億30万9,000円、地方債7億5,490万円、一般財源1,452万8,875円となっております。

これらの事業につきましては、地方自治法施行令第150条第3項の規定に基づき報告させていただきますのでございます。

詳細につきましては、総務課長よりご説明いたします。

承認第3号、専決処分の報告及び承認について「(専第5号)西原村税条例等の一部を改正する条例の制定について」ご説明申し上げます。

この条例の改正につきましては、地方税法等の一部を改正する法律の公布に伴い、西原村税条例の一部を改正し、令和2年4月1日から施行する必要があるため、議会を招集する時間的余裕がないことから、地方自治法第179条第1項の規定により、令和2年3月31日付で専決処分をさせていただきました。

詳細につきましては、税務課長よりご説明いたします。

承認第4号、専決処分の報告及び承認について「(専第4号)西原村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について」ご説明いたします。

この条例の改正につきましては、地方税法施行令の一部を改正する政令の公布に伴い、西原村国民健康保険税条例の一部を改正し、令和2年4月1日から施行する必要があるため、議会を招集する時間的余裕がないことから、地方自治法第179条第1項の規定により、令和2年3月31日付で専決処分を

させていただきました。

詳細につきましては、税務課長よりご説明いたします。

承認第5号、専決処分の報告及び承認について「(専第5号)令和元年度西原村一般会計補正予算(第9号)」についてご説明いたします。

この補正予算は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ280万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ91億3,918万7,000円とするものでございます。決算見込み等によりまして、予算の増減等を行っております。

歳入において、令和元年度の地方譲与税や地方特例交付金等の交付額が年度末に交付決定されたことや、災害復興復旧寄附金及びふるさと納税災害復興復旧寄附金において、災害復興基金に積み立てることにより年度末までの歳入確定額を歳出における基金積立金へ計上する必要性がありました。

このような必要な措置を講じるための予算補正が急遽必要であり、緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がないことから、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をさせていただきました。

詳細につきましては、総務課長よりご説明いたします。

承認第6号、専決処分の報告及び承認について「(専第6号)令和2年度西原村一般会計補正予算(第1号)」についてご説明いたします。

この補正予算は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ57億7,343万2,000円とするものでございます。

新型コロナウイルス感染症拡大防止対策において、感染予防具等の緊急的な購入や、村内の小中学校における長期的な臨時休校に伴い、児童生徒への学習意欲向上や、家庭学習の支援を行う必要性がありました。

このような必要な措置を講じるための予算補正が急遽必要であり、緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がなかったことから、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をさせていただきました。

詳細につきましては、総務課長よりご説明いたします。

承認第7号、専決処分の報告及び承認について「(専第7号)令和2年度西原村一般会計補正予算(第2号)」についてご説明いたします。

この補正予算は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ800万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ57億8,143万2,000円とするものでございます。

新型コロナウイルス感染拡大防止対策において、その目的のために自主的に休業した村内事業者の事業継続支援を行う必要性がありました。

このような必要な措置を講じるための予算補正が急遽必要であり、緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がなかったことから、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をさせていただきました。

詳細につきましては、総務課長よりご説明いたします。



承認第8号、専決処分の報告及び承認について「(専第8号)令和2年度西原村一般会計補正予算(第3号)」についてご説明いたします。

この補正予算は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7億858万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ64億9,001万5,000円とするものでございます。

政府の新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における家計への支援策である特別定額給付金事業及び子育て世帯の生活を支援するための児童手当を受給する世帯への臨時特別給付金を交付するため、予算補正が急遽必要となりました。

また、本村の施策として新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者に対し、資金繰りにおける経営安定を図るための支援及び減収となった法人や個人事業者に対しての事業継続支援を行うため、予算補正が急遽必要となりました。

このような必要な措置を講じるための予算補正が急遽必要であり、緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がなかったことから、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をさせていただきました。

詳細につきましては、総務課長よりご説明いたします。

議案第67号、西原村固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の一部改正に伴い、所要の規定整備を図る必要がございます。

詳細につきましては、総務課長よりご説明いたします。

議案第68号、西原村税条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

本案は、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策等における税制上の措置として地方税法の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、所要の改正を行う必要があるため、本条例の一部を改正するものであります。

詳細につきましては、税務課長よりご説明いたします。

議案第69号、西原村ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

西原村ひとり親家庭等医療費資格対象者の確認日を変更する必要があります。

詳細につきましては、住民福祉課長よりご説明申し上げます。

続きまして議案第70号、西原村介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

介護保険料につきましては、平成30年度から第7期介護保険事業計画に基づき実施しております。

今回の保険料の改正につきましては、平成27年度から一部実施しておる低

所得者の保険料軽減措置を消費税率引上げに伴い第1段階から第3段階まで完全実施するものでございます。

詳細につきましては、保健衛生課長よりご説明いたします。

議案第71号、西原村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

今回の条例の改正につきましては、熊本県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正により、新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者に対して傷病手当金を支給することが決定した。そのため、本村において受付事務を行うことができるようにするものでございます。

詳細につきましては、保健衛生課長よりご説明いたします。

議案第72号、西原村国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

今回の条例の改正につきましては、新型コロナウイルス感染症対策として、新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者に対して傷病手当金を支給できるようにするものでございます。

詳細につきましては、保健衛生課長よりご説明いたします。

議案第73号、令和2年度西原村一般会計補正予算（第4号）についてご説明申し上げます。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億7,572万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ66億6,574万3,000円とするものでございます。

歳入歳出の主なものについて申し上げますと、歳入では、総務費国庫補助金の6,112万2,000円の増額補正でございます。歳出におきましては、総務管理費等の6,618万6,000円の増額補正でございます。また、人事異動等に伴う人件費等の組替えをしております。

詳細につきましては、総務課長よりご説明いたします。

議案第74号、令和2年度西原村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ16万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億3,184万円と定めるものでございます。

主な内容を申し上げますと、歳入で県支出金36万7,000円の増額補正、繰入金53万2,000円の減額補正でございます。

歳出につきましては、総務費53万2,000円の減額補正、保険給付費36万7,000円の増額補正でございます。

詳細につきましては、保健衛生課長よりご説明いたします。

議案第75号、令和2年度西原村介護保険特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億3,970万3,000円と定めるものでございます。

主な内容を申し上げますと、歳入で介護保険料を介護保険法施行令の改正に基づく低所得者の保険料軽減強化により404万3,000円の減額補正、繰入金404万3,000円の増額補正でございます。

詳細につきましては、保健衛生課長よりご説明いたします。

議案第76号、物品購入契約の締結についてご説明申し上げます。

小型動力ポンプ積載車及び小型動力ポンプの購入につきまして、指名競争入札により契約の相手方が決定いたしましたので、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、総務課長よりご説明いたします。

続きまして、議案第77号から議案第80号、工事請負変更契約の締結についてご説明いたします。

議案第77号から議案第80号につきましては、全て工事請負変更契約の締結でありますので、一括して提案させていただきます。

議案第77号、工事請負変更契約の締結について、宅地耐震化推進（拡充）滑動崩落対策工事（玉の迫①②）。

議案第78号、工事請負変更契約の締結について、宅地耐震化推進（拡充）滑動崩落対策工事（門出④・秋田原①）。

議案第79号、工事請負変更契約の締結について、宅地耐震化推進（拡充）滑動崩落対策工事（門出③）。

議案第80号、工事請負変更契約の締結について、宅地耐震化推進（大規模）滑動崩落対策工事（上布田11）。

以上4件につきましては、熊本地震により被災した宅地等の復旧事業であり、契約の変更が必要になりましたので、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、復興建設課長よりご説明いたします。

同意第1号、西原村教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてご説明申し上げます。

西原村教育委員会教育委員、加藤みな子氏は、令和2年6月30日をもって任期満了となりますが、引き続き同氏を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により議会の同意を求めるものであります。

なお、任期につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第5条により、令和2年7月1日から令和6年6月30日までの4年間です。

詳細につきましては、総務課長よりご説明いたしますので、何とぞよろし

くご審議をいただき、ご同意いただきますようお願い申し上げます。

以上、今期定例会に提案いたしました報告3件、承認6件、議案14件、同意1件、以上合計24件につきまして、議員各位におかれましては慎重審議をしていただき、議決を賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明とさせていただきます。大変お世話になります。

○議長（宮田勝則君）以上で、村長の提案理由の説明は終わりましたが、再度村長より報告がある旨の申出がありました。議長より許可いたしておりますので、再度村長より報告を行います。

村長。

○村長（日置和彦君）ここで時間をいただきまして、私のほうから報告をさせていただきます。

3月定例会で上野議員の一般質問で、本年9月村長選挙だが、出馬の意思は持っておられるかという質問をいただきました。その件につきまして進退を正式表明させていただきたいと思えます。

そのときの答弁といたしましては、地震からの完全復興、そして創造的復興の総合体育館を含む防災公園の建設も私に与えられた責務として完成させたいと思うのも正直な気持ちであります。しかし、まずは人間ドックを受けて健康チェックをし、4年間の奉仕が体力的にできるか否かの結果を得て、村にとっても私にとってもベストな判断を模索したいと申し上げたいと思えます。

そこで、4月23日、24日、人間ドックを受けさせていただきました。2日ドックと合わせ、しっかりと診てもらうために頭部から胸部にかけてのCT、または前立腺検査など4つのオプションを受け、先月中旬頃オプションの結果をいただきました。

結果を申しますと、意外にも前年度より数値が改善されており、体重も私の記憶にはございませんが、前年度の目標として2キロ減と言っていたのですが、その目標もちょうど2キロ減でございました。ただ、血糖値だけが前年同様基準値を若干外れており、指摘を受けております。

そのようなことで、その結果を踏まえて、後援会の役員会を2回ほど開催し協議をしました。結果は、年齢を考えて勇退するならばと一時期検討しておりましたが、あと一回出馬して、今自分でやりかけている仕事を最後まで見届けろと叱咤激励を受け出馬することを決意し、5月29日全職員に報告し、新聞の取材で出馬の意向を伝えたところであります。

本来ならば、議員の皆さん方にいち早く報告しなければと思っておりましたが、議員さんの集まりがないことと、5月中には発表しますと申しておりましたので、皆さん方には今日の日になったことをおわび申し上げたいと思えます。

出馬の理由といたしましては、健康面はもちろんでありますが、地震から

の完全復興と復興のあかしである総合体育館を含む防災公園の完成、そして一番大事なものは、宅地の再生と住まいの再建、地震によって被災した西原村に住み続けてよかったと思えるような新生西原村をつくり上げることであります。

もし4期目当選させていただくならば、日置村政の集大成として気を緩めることなく全力で明日の西原村の村づくり、どこにも負けない西原村を確立したいと考えております。

村議選との同日選挙であります。議員各位におかれましても再度の挑戦をしていただき、復興のゴールは第4コーナーを回って最後の直線であります。トップランナーとたたえられるように皆様とともに最後まで走り駆け抜けたと思います。

私もまだまだ勉強不足で、未熟な点も多々あるかと思いますが、持てる力を十二分に発揮して、村の発展と村民の幸せを第一に、皆さんから認めてもらえるよう再度初心に返り努力をしてまいりたいと強く思っております。

どうかよろしくお願ひ申し上げ、上野議員に対する質問の答弁として出馬の表明をさせていただきます。

貴重な時間をいただきましてありがとうございます。

○議長（宮田勝則君）以上で、村長の報告を終わります。

日程第5、休会の件についてを議題とします。

お諮りします。明日10日は本議会を休会にしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（宮田勝則君）異議なしと認め、明日10日は本議会を休会にします。

以上で、本日の議事日程は全部終了しました。

本日はこれをもって散会したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（宮田勝則君）異議なしと認め、次の会議は11日午前10時より行います。

本日はこれをもって散会します。

午前10時32分 散会



第 2 号 ( 6 月 1 1 日 )

## 令和2年第2回西原村議会定例会会議録

令和2年6月11日、令和2年第2回西原村議会定例会が西原村役場に招集された。

令和2年6月11日（木曜日） 議事日程第2号

- |       |        |  |
|-------|--------|--|
| 日程第 1 | 一般質問   |  |
| 日程第 2 | 報告第 1号 | 令和元年度西原村一般会計継続費繰越計算書の報告について                          |
| 日程第 3 | 報告第 2号 | 令和元年度西原村一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について                        |
| 日程第 4 | 報告第 3号 | 令和元年度西原村一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について                        |
| 日程第 5 | 承認第 3号 | 専決処分の報告及び承認について「（専第3号）西原村税条例等の一部を改正する条例の制定について」      |
| 日程第 6 | 承認第 4号 | 専決処分の報告及び承認について「（専第4号）西原村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について」 |
| 日程第 7 | 承認第 5号 | 専決処分の報告及び承認について「（専第5号）令和元年度西原村一般会計補正予算（第9号）について」     |
| 日程第 8 | 承認第 6号 | 専決処分の報告及び承認について「（専第6号）令和2年度西原村一般会計補正予算（第1号）について」     |
| 日程第 9 | 承認第 7号 | 専決処分の報告及び承認について「（専第7号）令和2年度西原村一般会計補正予算（第2            |



号) について」

- |         |           |  |
|---------|-----------|--|
| 日程第 1 0 | 承認第 8 号   | 専決処分の報告及び承認について「(専第 8 号) 令和 2 年度西原村一般会計補正予算(第 3 号) について」 |
| 日程第 1 1 | 議案第 6 7 号 | 西原村固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定について                        |
| 日程第 1 2 | 議案第 6 8 号 | 西原村税条例の一部を改正する条例の制定について                                  |
| 日程第 1 3 | 議案第 6 9 号 | 西原村ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について                   |
| 日程第 1 4 | 議案第 7 0 号 | 西原村介護保険条例の一部を改正する条例の制定について                               |
| 日程第 1 5 | 議案第 7 1 号 | 西原村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について                        |
| 日程第 1 6 | 議案第 7 2 号 | 西原村国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について                             |

1、応招議員 (10名)

|      |           |
|------|-----------|
| 1 番  | 堀 田 直 孝 君 |
| 2 番  | 村 上 高 志 君 |
| 3 番  | 坂 本 隆 文 君 |
| 4 番  | 中 西 義 信 君 |
| 5 番  | 西 口 義 充 君 |
| 6 番  | 上 野 正 博 君 |
| 7 番  | 山 下 一 義 君 |
| 8 番  | 林 田 直 行 君 |
| 9 番  | 桂 悦 朗 君   |
| 10 番 | 宮 田 勝 則 君 |

2、不応招議員 (なし)

3、出席議員 (10名)

|      |           |
|------|-----------|
| 1 番  | 堀 田 直 孝 君 |
| 2 番  | 村 上 高 志 君 |
| 3 番  | 坂 本 隆 文 君 |
| 4 番  | 中 西 義 信 君 |
| 5 番  | 西 口 義 充 君 |
| 6 番  | 上 野 正 博 君 |
| 7 番  | 山 下 一 義 君 |
| 8 番  | 林 田 直 行 君 |
| 9 番  | 桂 悦 朗 君   |
| 10 番 | 宮 田 勝 則 君 |

4、欠席議員 (なし)

5、職務のため出席した職員は次のとおりである。

|         |           |
|---------|-----------|
| 議会事務局長  | 米 口 三喜男 君 |
| 議会事務局書記 | 松 永 政 範 君 |

6、地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名は次のとおりである。

|        |        |
|--------|--------|
| 村長     | 日置和彦君  |
| 副村長    | 目床順司君  |
| 教育長    | 竹下良一君  |
| 総務課長   | 須藤博君   |
| 企画商工課長 | 林田浩之君  |
| 教育課長   | 吉田光範君  |
| 会計管理者  | 西山春作君  |
| 税務課長   | 廣瀬龍一君  |
| 産業課長   | 南利孝文君  |
| 復興建設課長 | 吉井誠君   |
| 住民福祉課長 | 藤吉昌也君  |
| 保健衛生課長 | 松下公夫君  |
| 保育園長   | 槇原加奈子君 |

○議長（宮田勝則君）おはようございます。

本日は全員出席であります。定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付の議事日程第2号のとおり行います。

日程第1、一般質問を行います。

一般質問については、6月1日に行われました議会運営委員会の中で、発言時間はおのおの50分以内と決定しておりますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（宮田勝則君）異議なしと認め、50分以内と決定します。

受領番号1番、5番議員、西口義充君、件数4件、発言を許します。

（5番議員 西口義充君 登壇 質問）

○5番議員（西口義充君）おはようございます。5番議員、西口。

通告4件を質問させていただきます。

まず1点、地元の映像を残す事業について。

震災後4年2か月、当村も確実に復興が進んでまいりました。これも村長をはじめ行政の職員の貢献のおかげだと深く感謝しております。また、村民の方々も元の生活に戻りつつ、一歩ずつ安定した生活を迎えられていると思っております。

しかし、村は大きく変わりました。震災以降、記録を残すことも、歴史を伝えていくことも大事じゃないかなと思っております。西原村も少子高齢化社会も進んできております。当村においては、山間部等においては、交通便も悪く不自由なところがあります。そういうことで、消滅していく集落も近づいてくるのではないかと考えております。

以前、河原（医王寺）の上に、栖高村という集落がありました。これも西原村誌を見ておりましたので知ったわけですが、今から52年前に消滅しております。資料としては残っておりますが、なかなか伝わりにくいんじゃないのかなと思っております。今の時代、現代社会では、映像で残すこともできるのではないかなと。そういう集落があったということを歴史に残していくことも必要と考えました。

西原村、私が考えるところにおきましても、やはり3集落か4集落ぐらい何十年かの間に大概なくなってしまうんじゃないかなという気持ちでおります。そういう集落を西原村の歴史としてきちんと映像に残していただければという思いが強くなりまして、この質問をさせていただいたわけでございます。

福島県のほうに原発がありました。東日本の震災で、それ以降、町村が異

動で、その後、住む人がいなくなってきたというふうな情報が入っておりまして、消滅していく集落をどうにか残していこうという機運が今、高まっております。ああ、そうだな、西原村もこういう歴史があったんだなというのを今の村長のやる気があるうちに頑張ってくださいならばという思いで質問いたしました。よろしく申し上げます。

○議長（宮田勝則君）村長。

（村長 日置和彦君 登壇 答弁）

○村長（日置和彦君）おはようございます。西口議員の質問にお答えしたいと思います。

今、西口議員が申されましたように、消滅する集落、限界集落といろいろございますけれども、本村の高齢化率を見ますと、いわゆる団塊の世代が高齢者となられたから高くなっております。5月末現在で30.6%というふうになっておりまして、5年前の26.8%から3.8ポイント上昇しております。

各集落単位の高齢化率を見ますと、最も高いところでは100%と集落全体が65歳以上、全ての方が65歳以上というような集落もございます。続いて81.8%で、高齢化率50%以上が11集落、40%以上が26集落となっている状況でもございます。いわゆる限界集落となっている集落が出てくるのではないかと大変危惧されます。

そんな中、西口議員がご提案の地元の映像を残す事業につきましては、これまでの村にある映像等を活用しながら、また地元で撮影してある映像や写真などを提供してもらいながら、極力お金のかからない方向で検討していくならばなというふうな考えを持っております。

過去、現在の西原村の状況と景観を後世に語り継いでいくのは非常に大切なことで、今を生きる私たちの務めであるというふうに認識をしております。本来は消滅集落とならないようにするのが我々の務めではありますが、消滅の有無にかかわらず検討する必要があるというふうに考えます。

特に、千年に一度と言われる今回の熊本地震の発災前の集落状況や被災直後の状況、そして復興までの歩み等と完全復興した西原村の姿を写真や動画で残し、先人たちが苦勞したことを記録として残すことができればなというふうに思います。もし消滅集落があるとすれば、ふるさとの記憶がよみがえることにつながると思います。

現在、まだまだ復旧・復興事業が行われておりますので、この復旧・復興の事業が終わった段階で行うならばなというふうに思っております。

詳細につきましては、担当課長よりご説明いたします。

○議長（宮田勝則君）企画商工課長。

○企画商工課長（林田浩之君）それでは、お答えします。

詳細につきましては、今後どのような形で残すかなどと、いろいろ検討が必要ではございます。先ほど村長も言われましたように、現在まで村にある

資料などを活用していければというふうに思っております。

先ほど村長も言われましたが、震災の状況や復興までの歩みを、現在、復興建設課で記録を取っております、「震災後の復興のあゆみ」という形で記録をされております。それと、ほかに、以前、映像ディレクターの久保さんが作成されております映画「西原村」や村のPR動画など、また、今後はドローンによる動画、村の若手職員などがある程度操作のほうはできますので、ドローンを活用し映像撮影をしていくならというふうに思っております。また、映像がない場合は、写真や航空写真等の利用などが考えられます。

以前、各集落毎の写真撮影してあったかと思いますが、集落の航空写真などある集落とかでは公民館等に飾ってある集落もあると思います。そういったものを利用して、地震前の状況などと比べながらいけたらなというふうに思っております。

そういう各集落の撮影してある映像や写真も提供していただくなどしながら、ほかにもいろんなアイデアや皆さん方のご意見等を聞きながら、検討していければと思っております。

以上です。

○議長（宮田勝則君）2回目、続けてください。

○5番議員（西口義充君）震災前からの写真とか記録等も結構残されておるといようなことでございます。これは前向きに取り組んでいただくというようなお話で本当に安堵しておりますけれども、やはり50年後、100年後、まだまだ西原村は変わってくると思います。そういうときに記録として映像で残すというのが非常に大事なことだと思っております。私も6月5日、69歳になりましたけれども、この69年、本当に、皆様も一緒だと思いますけれども、日本は、やはり西原村も相当変わりました。また、その後の50年、100年後、まだまだ今、世界は進歩しておりますので、まだ変わると思います。この貴重な西原村の映像を残していただいて、後世に伝えていっていただくというようなおことをお願いしたいと思っております。

また、職員だけであるのは大変だと思いますので、地域おこし協力隊とかを募集されて、専門の方が応募されれば、多分いるんじゃないかなと思います。そういう方を、この事業、1年で終わるわけではございません。多分数年かかると思いますので、そういうのを考えていかれて、ぜひ後世に残していただくならばと思っておりますので、よろしく願いいたします。

じゃ、次にいきます。

○議長（宮田勝則君）はい。

○5番議員（西口義充君）第2点目、教育長のほうですけれども、新型コロナウイルスによる変化する教育環境の状況についてご質問をいたします。

新型コロナの感染により、被害が全世界へ広がり、恐怖となり、多くの方々が世界中で亡くなっております。昨日の報道でも四十何万だったですか、

世界で亡くなられたというような報道がなされておりました。今後、また第2、第3波が来るのではないかという情報が流れていて、世界の情勢も大変厳しい時代となってきています。

今回の質問、教育長に質問しますが、この3か月、生徒への学習支援、教師との取組に弊害はなかったのか、2点目、生徒の健康状態、家庭環境によっての心の変化はなかったのか、今後の学習に遅れをどのように補佐していくのか、教育長のお考えをいただきたいと思います。

○議長（宮田勝則君）教育長。

（教育長 竹下良一君 登壇 答弁）

○教育長（竹下良一君）おはようございます。

西口議員におかれましては、日頃から本村の学校教育の振興並びに教育委員会の支援体制へのご協力とご理解に感謝申し上げます。

それでは、第1点目の、この3か月、生徒への学習支援、教育指導上の取組に弊害はなかったかという点についてお答えします。

恐らく、ご質問の趣旨は、臨時休校のために子どもが学校の教室にいない状況下での学習の様子をお聞きされているのではないかと考えておりますので、それをお答えします。

実は、これまでの学校教育は、子どもと教師が同一の空間で黒板や視聴覚機器を用いて行う一斉授業というのが中心でございました。それが今回の臨時休校でできなくなったわけです。ですから、ほぼ全ての教育活動、学習活動ができなくなったと言っても過言ではありません。つまり、これまでの教育活動では体験しなかったような全国レベルでの大きな教育上の弊害だったというふうに認識しています。

本村で僅かにできたのは、臨時登校日に配付した学習プリントによる補習と一斉メールによる生活面のチェックでした。

2点目、生徒の健康状態や家庭環境によって心の変化はなかったかという点についてです。

この3か月間、小学校では、定期的に安全安心メールによるチェックの呼びかけ、そして、それに対応できなかった家庭への家庭訪問や電話連絡等を行いました。中学校では、家庭学習ができていない生徒の家庭への電話連絡や家庭訪問等を行ってきたわけですが、この間、発熱等により心配をした児童・生徒は、小学校で2名、中学校で1名ありました。いずれも風邪の症状だということで安心をしたわけです。

次に、心の変化という点についてです。中学3年の生徒と話す機会がありましたので、直接聞いてみました。そのときの様子から、この3か月間の教育活動のブランクは、部活の試合がなくなる、あるいは進路のことについて、どんなふうな勉強の仕方ができるのか。あるいは、もっと深刻に家庭の仕事のこと等について心配をしております、子どもたちの不安やいら立ちをこ



の3か月間かなり生んだというふうに考えています。

また、学校再開後に心の変化による欠席者が増えるのではないかと心配しておりましたが、学校が始まりました6月1日は、行き渋りと思われる小学生が2名、中学生が1名の合計3名でございました。それが先週末は小学生が12名というふうに急増しています。今週の初め、心配した小学生は2名、逆に中学生が9名というふうに、小学生と中学生が増減を繰り返しているようです。本日、中学校は5人、小学校は、まだちょっと1時間目が終わっていない状況でございましたので、手に入っていませんが、学校では、学校の再開による疲れとか、中学校では部活動の始まりがありましたので、それによる疲れではないかというふうに見ていますが、安穩とはしてられません。今後の推移を慎重に見ていってくださいというふうにお話ししているところでございます。一方で、昨年度まで不登校だった児童が学校に行き始めたというふうなうれしい報告もあります。

ただ、子どもと同様、今度は教師のほうでございしますが、教師は教師で学習指導要領に準じて授業を年度内に終わらせる必要があります。ですから、気持ちが非常に切迫しておりますので、それが先行して子どもたちの適応状況を無視したまま急ピッチで教育活動を進める可能性があります。ですから、今後に向けての注意事項だというふうにご認識していただいて、校長会議でも引き続きテーマとして取り上げていきたいと思っております。

○議長（宮田勝則君）続けてください。

○5番議員（西口義充君）今、教育長のお話を聞いて、子どもの心の変化もいろいろお聞きすることができまして、やはりコロナによる家庭環境というのは本当に子どもに与える影響も大きいんだというような気持ちで聞いておりました。いち早く落ち着いた学校生活ができればいいなという思いでございます。

続きまして、次の2点ですけれども、受験を控えている生徒への支援策は考えているのか。また、ICTを活用し、進めていく中で、Wi-Fi環境が整っていない場合の支援策はどのように考えているのかということでございます。

今回、子どもたちへのタブレット等を準備されるようでございますけれども、家にWi-Fiとかを引いていない、光通信も、今、家庭的に固定電話もないところも多くて、スマホだけというような家庭も多くなっているんじゃないかと思うんですけれども、あまり電気のことは詳しくないんですけれども、やはりそういうところに対しての携帯のルーター、家庭に貸すのか。そういうこともお聞きしたいなと思っております。よろしくお願ひします。

○議長（宮田勝則君）教育長、先ほど学習の遅れ等のことは触れられませんでしたので、その辺も触れて答弁をお願いいたします。

○教育長（竹下良一君）はい、分かりました。

○議長（宮田勝則君）教育長。

○教育長（竹下良一君）お答えいたします。

まず、学習の遅れをどのように補佐していくのかという点についてお話しさせていただきます。

一応、学習指導に関しては、文部科学省や県が教育委員会のほうにもガイドラインとして示していますが、ちょっと読み上げます。

著しい学習の遅れが生じないようにということ。様々な手段を通じて学習の状況や成果をきめ細かく把握するということ。さらに、学校再開後には、特に学習内容の定着が不十分な児童・生徒には、別途個別に補習を実施する。それから、補習やきめ細かな指導、少人数指導等の支援を実施するなどガイドラインでは示されています。

ですから、本村では、4月の臨時休校の段階で、不十分ではございましたが、学習プリント、そして5月に入ってから臨時登校というのをさせていただきまして、臨時登校日等で前学年までの復習を中心とした短縮授業あるいは個別指導ということで対応してきました。中学校は、ご案内のように入試がございますので、小学校より多めの臨時登校日を設定しています。5月からは新学年の授業内容を取り入れた授業をやっていきます。ただ、時間数が40分、あるいは50分取れていませんので、通常的时间数としては計上していません。

と申しましても、例年に比べ明らかに新年度への対応が、4月では11日、5月では18日の合計29日でございますので、この29日間遅れています。これまでは臨時登校日を設定することで少しずつ年間計画からのずれを調整してきましたけれども、学校が再開されましたので、各教科、発展問題を省略する、あるいは単元構成を改める、あるいは関連する単元を結びつけるというふうにしながら、効率的な指導を心がけてもらうようにお話ししているところでございます。

次に、西原村独自の取組というところに関してですけれども、これは次の受験を控えている児童への支援策のところと重なりますので、一緒にいいでしょうか。（「そこでいいです」の声）

それでは、受験を控えている生徒への支援策はあるのかというところでございますが、実は3年生の子どもの一番の不安はそこでした。年度末の1月から、もう既に入試が始まります。この内容については後でお話を申し上げますが、今年度はこれまでにない長いブランクでございましたので、非常に不安を抱えている生徒が多いというふうに聞いています。そのことに心を痛めました村長のほうからの提案で、村内全ての児童・生徒、小学生、中学生に1人5,000円の図書券を配付させていただきました。

また、教育委員会では、この臨時休業期間中の5月から1か月間、3密を避けながら、学力的に不安のある中学校の3年生を対象に、村の指導主事や

地域支援コーディネーターと協力して、補充学習を午後2時間ずつ週3回のペースで開催をしております。この活動は学校教育活動が再開した後も週1回のペースで継続するというふうに学校に連絡をしているところでございます。この2点が村独自の取組、教育支援になるかと思っております。

それから、ICTを活用して進めていく中でのWi-Fi環境が整っていない場合の支援対策についてですけれども、今年度4月からの新型コロナウイルス感染症の拡散による臨時休業は、確かにオンライン教育やICT教育の有用性をクローズアップさせたような感があります。そのような中での本村のモバイルパソコンの整備状況はといいますと、山西小学校が35台、河原小学校が20台、中学校にはモバイルはありません。中学校は、デスクトップ式というか、据置式でございますので。

それから、各家庭のWi-Fiの設置状況でございますが、調査をいたしましたところ、学校によって違いますが、7割から8割程度もう既に整備してあるようでございます。児童・生徒の人数で申し上げますと、約100人近くの子どもたちが整備されていないというふうな状況になるかと思っております。多めに見ましたので、もうちょっと実は少ないかもしれませんが、100人程度いるというふうに思っています。

そこで、村長とも相談する中で、国が実は前倒しで進めてきましたGIGAスクール構想にのっとりまして、本村の全ての児童・生徒に情報端末を持たせるということで、今、取組を進めています。

ご質問のWi-Fi環境が整っていない場合の支援策ということですが、実は携帯のルーターを持たせる、移動用の端末を持たせるという方法もございますけれども、業者と相談をしまして、電話回線を利用するLTEという方式がございます。そのLTE方式を備え付けた機器を整備する。全部ではありません、ちょっと費用がかさみますので、何%かLTE機能を持った端末を導入すると。それを子どもたちに貸し出す時期が来たら貸し出すというふうに考えています。

では、実際の各学校の運用状況はどうかといいますと、今一番進んでいるのは河原小学校でございます。河原小学校では6年生の児童が全員体験をしています。それから、これまで不登校だった子どもがICTを使って別室で担任の先生の授業を受けるという遠隔授業を現在継続して試みているところでございます。

また、4月当初にグーグルという会社のほうに申請していましたがパソコン50台の貸出し、モバイルのルーターも同時につけていただきまして、それが申請が通りましたので、9日に認められましたので、7月からは、これは中学校のほうに貸し出す予定でございますが、オンライン授業の試みが始まるというふうに考えています。

以上です。

○議長（宮田勝則君）続けてください。

○5番議員（西口義充君）中学3年生にとりましては、本当に、このコロナによって学習が大分遅れるんじゃないかなという思いと、やはり本人たちの進路等もありますので、子どもはもとより保護者の方も大変心配されていたんじゃないかなと思っております。そういう中で、県のほうの取組も今発表されましたけれども、やはり時間的にはまだまだ足りないんじゃないかなと思っております。

そういうことで、ほかに夏休み中とか、そういう時間帯を今後どう活用されていくのかちょっとお聞きしたいなと思っておりますけれども、小学生までは、どうにか時間を放課後等でも補助をやりながらできると思いますけれども、やはり中学生というと、せっぱ詰まってまいりますので、心に動揺が出てくるんじゃないかなという心配もあります。その心配をなくしていただくためにも、やはり放課後等の、先生方も大変だと思いますけれども、先生たちも本当に皆さん努力されておりますけれども、やはりもう一步踏み込んでいただいて、子どもたちの心のケアと学習を伸ばしていただくならばというように思っておりますけれども、その後の補助授業はどうなるのか、ちょっとお聞きしたいと思っております。

○議長（宮田勝則君）教育長。

○教育長（竹下良一君）お答えします。

中学3年生にとっては、夏休みというのは、いわゆる書き入れどきでございますので、例年、西原村教育委員会では、特に不安を持っている子どもたちを10日間ぐらい、外部から講師を入れて学習会をしているところでございます。今年度もその予定でやっていくつもりですが、それと同時に、先ほどお話ししました、それは数人に限られますけれども、非常に厳しい状況が続いている子どもたちにとっての授業を同時にやっていくということと、もう一つは、先ほど言いましたグーグルからお借りする機器が実は9月まで借りることができます。それを子どもたちに場合によっては貸し出したりしながら、効果的に運用していこうと思っております。その期間が、実は夏休みが例年では7月22、3日から8月のほぼ終わりぐらいまでですが、今年度は8月1日から8月16日までという16日間に設定しましたので、夏休みが少し短くなりますけれども、その期間を利用して学習会をやりたいというふうに考えています。

以上です。

○議長（宮田勝則君）次、続けてください。

○5番議員（西口義充君）次の質問に入らせていただきます。

G I G Aスクール構想についてですけれども、これはもう3月の議会で質問する計画をしておりましたけれども、コロナで教育関係もばたばたされておられましたので、質問は取りやめましたけれども、今まで聞いた中で、タ

ブレット等も準備を今後されていきますので、この質問は一応、取下げができますか。時間が、大丈夫かな。

○議長（宮田勝則君）今、G I G Aスクールの構想については若干触れられて、支援についても夏休み中とかいう答弁をいただいていますので、ほぼ触れられているのか、一部触れられましたので。

○5番議員（西口義充君）もうここは触れられておるから大丈夫ということで、いいですか。次の質問、第4点目に入らせていただこうかと。

○議長（宮田勝則君）今ので満足されておれば、次に移ってもらっていいです。

○5番議員（西口義充君）はい、大丈夫です。

次に、村道の拡張及び事故防止について質問をさせていただきます。

新所、緑ヶ丘、小森の里方面から、県道堂園小森線へ抜ける村道の件でございますが、この村道拡張に関しましては、新所地区だけではなく、近年増加傾向にあります緑ヶ丘地区や小森の里地区の方々の県道へ抜ける重要な道路として、平成24年度に村のほうへ拡張の要望をお願いしているところです。

その後、平成26年度より測量、設計を実施していただき、平成27年度に用地測量に着手したところで地震となり、一時中断されておりましたが、令和2年度の当初予算で、今回、用地修正測量として委託料を計上いただいております。

今後のスケジュール、用地測量や用地買収、工事の時期はいつ頃からになるか、村長に教えていただければと思います。よろしくお願いします。

○議長（宮田勝則君）村長。

○村長（日置和彦君）西口議員のお尋ねの村道の件でございますけれども、新所から県道堂園小森線へ抜ける村道ということで、下新所下原3号線、これは実の花の通りから1本東側の村道であります。この事業に関しましては、地元議員の西口議員に計画当初からご尽力をいただいております。地元との調整や用地交渉等の協力をいただいているところでございます。夜も毎晩、説明会や用地交渉を一緒になってご協力をいただいたというふうに職員から聞いておるところでもございます。まずもって西口議員には心より感謝を申し上げたいというふうに思います。

この下新所下原3号線は、全長が373mで平成26年度に測量設計を行っておりまして、平成27年度に用地測量に着手したところで地震になり、中断をしておったところでございます。

令和元年度に、西口議員、地元の区長さんから地震前の計画を早期に実現してほしいという熱心な要望がございまして、今年度、令和2年度の当初予算で、用地修正測量として委託費357万5,000円を計上させていただきます。

現在、用地測量の発注の準備を進めているところでございますけれども、今後は、用地測量を経て、今年度の8月議会で用地費を計上させていただく

ならばというふうに考えております。用地交渉が速やかに終わり次第、令和3年度を目標に工事に着手する予定でございます。

今後も地元議員である西口議員と相談しながら本事業を進めてまいりますので、どうか今後ともご協力のほどよろしくお願いいたします。

○議長（宮田勝則君）西口議員、続けてください。

○5番議員（西口義充君）次に、新所北側にあります緑ヶ丘地区、小森の里地区から北側へ抜ける村道と空港北側へ抜ける通称大津南部農道の交差点付近で何度か事故があったかと住民さんから聞いております。私も私のお友達も事故を2度やっております。西原村の管理区間ではないかと思いますが、どうか大津町のほうへ、その対策をお願いできないでしょうかということまで質問させていただきます。

○議長（宮田勝則君）村長。

○村長（日置和彦君）まずもって、先ほどの質問の件でございますけれども、この件に関しましても、もっと早い時期に着工するならばなというふうな思いは持っておりましたけれども、西口議員のほうにも申したと思っておりますけれども、復旧工事を優先させて進めておまして、なかなか業者も不足するというので、もう少し待ってくださいということは常々申し上げておったというふうに思っております。大変ご心配をおかけしたと思っておりますけれども、できますならば、令和3年度で着工して、そして大事な道路でもありますので、もうしばらく待っていただきたいというふうに思います。

それから、今お尋ねの緑ヶ丘、小森の里地区から北側に通る村道新所岩坂線と熊本空港北側へ抜ける大津南部農道の交差点でございますけれども、西口議員が言われたとおり大津町の管轄でございます。西原村との境界は、もう一本南側の農道付近となっておりますが、使用されるのはほとんどが西原村の住民さんと想定されますので、大津町に出向いてでも対策をお願いしたいというふうに思っております。

するとなれば、注意喚起や道路舗装やカラー舗装等の交差点までにできるだけ注意喚起ができるよう、減速できるような対策ができればなというふうに思っております。

いずれにいたしましても、大津町の管轄の道路でありますので、大津町のほうにお願いするならばなというふうに考えております。

○議長（宮田勝則君）西口議員、続けてください。

○5番議員（西口義充君）非常にあそこは事故が多いところでございますので、看板等はもう早くから上がっているんですけども、やはりですね、あの交差点というのは、空港からその交差点に向かう、少し交差点よりか70mか60m手前、ちょうど上り坂になって、先の交差点が見えないので、道路の幅も広うございますので、物すごいスピードで飛ばしてこられますので、やはりあそこら辺の改良等が必要じゃないかなというふうに思っております。

私も空港から緑ヶ丘に入るときには、すごく危険な目にも遭っておりますので、上り坂にかかる手前からもう方向指示器はつけます。そうでないと、横を抜かれますので、大事故につながりますので、そういう事故が何件か多分あったと思います。あそこら辺でいつも事故が起きておりますので、多分あのスピードで来られますので、私も大変恐ろしい目に遭っておりますので、やはり村民の方も相当いるんじゃないかと思っておりますので、どうか大津町の方と十分にお話をいただいて、さっき村長も言われますとおり、西原住民の方がほとんど通られますので、どうか対策をしていただければと思っておりますので、くれぐれもよろしく願いいたします。

○議長（宮田勝則君）村長。

○村長（日置和彦君）私も市内に行くときには一番利用する道路でもございます。熊本市から帰るときも、新所に入りたけれども、その入るところがなかなか見えづらい、分かりづらいところがございますので、だからこそ、あそこで事故が起きるんじゃないかなというふうに思っております。そこら辺も含めて分かりやすいような道路標識を立てていただければなというふうに思っておりますので、ご理解いただきたいというふうに思います。

○5番議員（西口義充君）あそこを改良していただければ、村民の方、あそこは緑ヶ丘、小森の里だけではなくて、新所の方でなくて、いろんな方が新所から大勢、抜け道でございますので、どこの地区だけじゃないということも思っておりますので、ぜひお願いしたいと思っております。

これで、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（宮田勝則君）これより、換気のために暫時休憩を取ります。

（午前10時43分）

（午前10時58分）

○議長（宮田勝則君）休憩前に引き続き会議を再開します。

受領番号2番、4番議員、中西義信君、件数1件、発言を許します。

（4番議員 中西義信君 登壇 質問）

○4番議員（中西義信君）4番議員、中西です。

質問事項に沿って質問を行います。よろしく申し上げます。

新型コロナウイルスによって自宅待機を余儀なくされている児童・生徒への対応について。

質問の内容ですけれども、まず最初の質問として、令和2年度のこれからの小中学校の学期やスケジュールはどう考えておられるか、夏季冬季の休暇を含めた登校日数、各種大会やイベント等の扱いは。コロナウイルス発生により教育の問題、特に受験も含めた対応はどう考えておられるかを一区切りにして、まず質問を行いたいと思っております。

先日、村長が9月以降の出馬を表明されましたときに、記者の方が即私の

ところに来られまして、何で私に聞きに来られるのか、ちょっと思ったんですけれども、前回、私の地元の地区でちょっとした動きがあったから私に来たかと思って、ちょっとむっとしたんですけれども、村長が気合を入れて頑張っていられるところを私も私なりにやっていきたいと思っていましたので、なぜか私に聞きに来られたときは、ちょっと考えましたけれども、自分なりにこれまでも今後もやっていきたいという話だけはさせてもらいました。

私は、毎日、自分の経理を自分でパソコンで開いております。開く癖がついて、また質問の中にも何回かホームページを質問したことがあります。毎日開くんですけれども、そのとき、今回の、質問を決めたのは先月ですけれども、6月5日に教育員会のほうからホームページに西原村教育計画の骨格というのが出されております。せっかくだので、ちょっとご披露させていただきますと、教育目標で、明日へのロマンを抱き、心豊かでたくましく生きる人材の育成、学校教育目標で、インプット重視の教育からアウトプット重視の教育へとかじを切りと書いてあります。こつこつ大変だろうとは思いますが、教育委員会としては本当に頑張っていたきたいと思います。

今月から登校が始まりましたけれども、私も朝、1日だけ伺いました。本当は初日から行きたかったんですけれども、これまでも行っておいりましたから、いかんせん9月が近づいてきておりますので、なかなか変に意識しまして1回しか行かなかったんですけれども、子どもたちは相変わらず元気で挨拶をし、楽しく登校しておりました。

先ほど言いました最初の質問事項は、大方、西口議員のときに返答されておられますので、今ここで伺いたいのは、例えばイベント関係、運動会とか修学旅行とかはどうなるんだろうかとかと、もう一つは、登校自粛が始まってから、先生方と臨時の先生方はそれぞれの教室の中で毎日をご過ごされておられますけれども、それ以外の方でお手伝いをされている支援の方とか多々おられたと思いますが、その方々はその間どうであったのか、また給与面等も含めて、併せて返答願えればと思います。

○議長（宮田勝則君）村長。

（村長 日置和彦君 登壇 答弁）

○村長（日置和彦君）まず、私のほうから前段でお話をさせていただきます。

中西議員におかれましては、元PTAの役員とかを務めていただきまして、日頃から学校教育に深いご理解とご協力をいただいていることに対し、感謝を申し上げます。

さて、議員の質問は、1点目が今年度の教育計画、特に行事等のスケジュールについて、2点目が受験について、3点目が、まだ先ほどは申されませんでしたけれども、タブレットの対応についての3点だと理解しております。私のほうからその概要を説明して、引き続き詳細を教育長から説明をしていただきます。



まず、行事等を含めた学校教育計画の中身についてでありますけれども、先日の新聞報道にもありましたように、5月25日付文部科学省から通知及びそれを受けての県からの教政第206号による学校再開ガイドラインに沿って、本村教育委員会では学校再開ガイドラインを策定しております。

村のガイドラインでは、今後は新しい生活様式にあたり、新型コロナウイルス感染症が拡大しないような学校生活を実践しながら、新しい生活様式を確立していく。つまり地域の感染拡大状況と照らし合わせながら、これまでの学校教育計画を計画し直し、実践し、評価し、改善し、時には緊急避難のために休校措置を取るということを繰り返しながら、新しい生活として確立していくことを示しております。

2番目の受験に関しては、高校入試の基本方針が6月8日に示されました。期日、日程、選抜方法等については、変わりはありませんが、試験の内容については、その詳細を8月以降に示すとして、3年生で学習する内容については後期部分を含めないということ、試験のときに感染症に罹患した場合の特例措置を取ること、調査書の出席日数の表記方法や推薦入学の注意が加わるなど、例年のやり方が変更をされております。村としましては、希望の進路に向かって努力するよう、生徒や学校の環境整備を積極的に進めていく覚悟であります。

まだ3番目は質問があっておりませんが、これは教育関係でありますので、あとは教育長のほうから説明をしていただきます。

○議長（宮田勝則君）教育長。

（教育長 竹下良一君 登壇 答弁）

○教育長（竹下良一君）中西議員にお答えいたします。

今後のスケジュールに関して、かいつまんで申し上げます。

まず、学期制については3学期制を保持いたします。これまで、臨時休業によって削減された授業時数をできる限り取り戻すように授業日を設定します。ただ、児童・生徒には無理のない範囲で実施をしたいと思います。

例えば、夏季休業は例年、先ほども申し上げましたが、7月20日前後から8月24日前後の大体36日間ぐらいでございました。今年度は8月1日から8月16日の16日間ということで20日ほど短縮できています。それから、冬休みに関しては、まだ未定と言ったほうがいいと思いますが、12月25日から1月7日の14日間が通例でございますが、今年度は12月26日から1月4日の10日間に短縮したいというふうに今言っているところでございます。それから、土曜授業についても前向きに検討しています。

ただ、今年度は、このように日数を削減してもなお失った授業日数31日間は容易に取り戻すことはできません。ですから、先ほども申し上げましたように、授業の工夫といえますか、教育課程の工夫をしながらやっていきますが、同時に、議員ご提案の行事について、中止を含めたり短縮したりするこ

とで精選をし、授業時数を確保するというふうな方向でやっていきます。

例えば運動会は、中学校は5月でございましたが、これは中止しません。10月上旬ぐらいまで日延べをします。小学校の運動会についても10月下旬にやる予定でございます。それから、修学旅行については、新聞やテレビの報道でもありましたが、これは大事な計画でございますので、できるだけ延期するようというところでございますので、今のところ延期をしています。

それから、中学生関係では中体連でございますが、これは全国中体連、県中体連、全九州中体連、全て中止でございます。郡中体連の夏季大会に関しては、もう中止になりました。ただ、子どもたちが非常に期待をしておりますので、中体連主催ではない大会については、これは実施をするというような方向でやっていくようでございます。それから、秋季大会、秋の大会については、今のところやる予定でございます。

次に、次年度に特に持ち越しができない学年がございます。小学6年生と中学3年生ですが、この学習内容については工夫を必要とします。これに関しては、小学校では両校そろって、中学校ではできるだけ郡内そろってやる予定でございます。なぜかといいますと、これは入試に関係してきますので、できる限り連携を取りながらやっていきたいと思っております。

今後は、新型コロナウイルス感染症の第2波も予想されますので、それが来た場合でも、これまでの経験を生かしながら、言葉はちょっと選ばんといけませんけれども、地域に感染症が発生した場合でも、できる限り学校教育活動が中止しないで済むような方法が取ればいいなというふうに思っています。

それから、この間の村の学習支援、生活支援の先生方の様子はどうだったのかということですが、これは実はエッセンシャルワーカーと言われる方々、病院関係者であったり保育園関係者の方々は、どうしても子どもの様子が見られないという家庭がございました。その家庭の子どもたちを学校と協力して見るというふうな方向を村は決めましたので、その対応に当たっていただきましたので、給料はお支払いをしています。十分ではありませんけれども、全く0であるということにはなかったというふうに認識しています。

以上です。

○議長（宮田勝則君）2回目、続けてください。

○4番議員（中西義信君）いろんな授業は、本当に大変だと思います。私も、質問の締切りの時期と色々なガイドライン等が来た時期がなかなか難しく、内容そのものもこれでいいのかと思いながら質問事項を書いた記憶があります。また、学習支援員さん等の活動に関しても、本当に無駄なく活用されていたのならよろしいのではないかと思います。

続きまして、タブレット本体そのものについてです。

先進で進まれているところは、今回は本当にためになられたという話を伺

っておりますけれども、聞いた話を伺いますと、初めてされたがゆえに、もともとあった電子黒板と新しく取り入れたタブレット等との不具合性がなかなかあって、また小学校と中学校との連結も、何かちょっと詳しく分からないですけれども、言われて伺っています。それと壊れたやつも出てきたことがあると、自宅に持ち帰ってですね。そういったところの対応も含めて、やっぱり一体感のあるやつをどうせ導入していただけるならしてほしいと思っています。

それと、国の補正予算が2回ほどありまして、また、うちの村長は予算獲得にもなかなかたけておられる方ですので、何とかできはしないかとも思いながら今日ここに来た経緯もあります。できますならば台数604が取れるような状況を何とか頑張っていたきたいと思っているんですが、そこら辺に対する思いとか取組とかはいかがでしょうか。

○議長（宮田勝則君）教育長。

○教育長（竹下良一君）タブレットを全児童・生徒に貸与できないか、あるいは確保できないかというところがございますが、GIGA構想というのは、もう触れなくていいですよ。ただ、これは全ての子どもたちに付与するという言葉が僕は先走っているような気がしないではありません。この目的は、子どもたちに情報教育を浸透させるというふうなことが中心でございます。

今やっている教育をどういう言葉で表現するかといいますとリアル教育、という風な表現をしますと「リアル教育」そしてオンラインでやる教育を「オンライン教育」というふうにしますと、これはどんなふうに結びつけるかというのが非常に大きな課題だというふうに認識しています。といいますのは、今の時点ですら、家庭にオンラインが引かれている子どもたちは、潤沢に学ぶ時間といいますか、見る時間があります。情報を得る時間がございますが、ないところは、ほとんどNHKであったり、あるいは学習プリントだったりするわけです。ですから、オンラインオンリーになってしまいますと、子どもたちの格差が非常に増えてきます。

と同時に、これまで学校教育で培ってきた、特に日本の学校教育で培ってきました道徳や特別活動といった活動が薄れてしまうわけです。子どもたちのいわゆる点数で測れないところの能力、非認知能力というふうに私は呼んでいますけれども、そういった能力が十分に生かされないままになってしまうという危険性を持っています。

ただ、国がSociety5.0という方向を打ち出しています。その中で子どもたちは生き延びないといけませんので、私どもは、先ほども申し上げましたが、村長等と相談しながら、1人1台の情報端末を入れようというふうに考えています。

情報端末の種類としましては、3種類が提案されています。通常のウインドウズ、マック等のアップルのやつですね、それから最後はグーグルクロ

ムというものですけれども、一番手がかからないグーグルクロームというのを、クロームブックというのを今考えて入れようとしています。

具体的に、じゃ、その手配をどんなふうに行っているのかといいますと、4月からの2か月間、ずっとではありませんけれども、本村の教育委員会の主導でズーム、ハングアウト、ミーティングというふうな教師1人に多数の生徒を対象としたリモート授業のやり方について、教育委員会事務局に堪能な者がおりますので、先生方を集めて提案させていただきました。

さらに、ワンノートやドキュメントといいます資料作成ソフトを提案しまして、実際に作ってみていただくということをやってもらいました。今、実際に、河原小学校では資料として、あるいは情報を保護者に提供できていると思います。少ないんですけれども、西原村教育委員会もワンノートを使った資料を提示していますが、これは、ばらまくということをしていません。学校にURLを公開して、そのURLを持っている子どもたちだけが見るような方式で今やっているところでございます。

以上です。

○議長（宮田勝則君）続けてください。

○4番議員（中西義信君）分かりました。取り組んでやっていきたいというお話をいただきまして、今回、その件をここに出したことも自体も、本来ならまだ復旧・復興で、そちらのほうがメインで行っている時期ですけれども、今回の新型コロナウイルス関係で特別予算が多々出るという状況であるならば、活用という言葉も失礼ですけれども、できはしないかというのがちょっとありまして、順次、取り組める部分は取り組んでいただきたいと思います。

最後になりますけれども、予算面といいますか、サポートの面といいますか、タブレット関係を多数導入した場合、先生方の負担はいかがかと書いております。また、ご存じのように保育園とかでされております。先ほど教育委員会でも外部の先生をちょっとお願いしていると言われましたけれども、保育園の場合はインストラクターをされていると思っています、運動関係ですね。そういった感じで外部の方を活用することはできるのではないかと。この緊急の事態で、今年度、短い期間で集中してやるということ自体が、ストレスがたまるのではないかと考えています。

議会も含めてですが、庁舎全体でもいろんな活動が中止になって減額補正の予算が多々今後も出てくると思います。そういった場合、流用という言葉は失礼ですけれども、この子どもたちを人づくり、社会づくり等、新たな学びの創出の試みと書いてありますように、子どもたちの予算を今年度に限っては多々組んでもいいのではないかと考えています。

先月か先々月か募集されています、教育関係の。主にあれは多分NPO法人中心になると思いますけれども、地域おこし協力隊員さんや、そういったインストラクター等を外部ですね、予算が要りますけれども、そういったも

のを活用はできないか。

また、村は村として、村民グラウンドのナイターを開放したり、ストレス発散といいますか、子どもたちも親子も、また地域の方々も、そういったことも、また体育館もあります。もう一緒に活用してできはしないかと思っています。

総合体育館等ができておれば、いろんなことが今から始まっておりまして、まだまだ間に合いません、今現在には。したがって、そういったナイター開放とか工面は、それとインストラクター等のスポーツ関係、それとタブレット関係、活用はできないかと思って質問をしております。

○議長（宮田勝則君）教育長。

○教育長（竹下良一君）お答えいたします。

実は、GIGAスクール構想のこれは一部にも含まれているんですけども、インストラクターといいますか、いわゆる情報教育のいろんなセキュリティもありますよね。そのために指導者が外部から入れられるようになるんですけども、実際まだ導入されていません、うちは。それで、過去2年間、本村の在住のいわゆる外部人材を入れて情報教育をやってきています。今のところ情報教育は学校と外部人材の方が相談しながら行っているというところなんです。

本村の特徴的な教育をやっているつもりでございまして、今後は、今まで入れたものと同時に、新たに入るいわゆる情報端末をうまく活用するための方策を十分に練るためのインストラクターといいますか、それを考えていかなければならないと。外部の情報教育の専門家を投入するというふうなことも考えているところでございまして、ただ、それだけではもったないです。いわゆる探求学習と組み合わせるとか、あるいはコミュニケーション能力向上のための人材と組み合わせるとか、そういったことを考えて、新たな情報教育の構築を考えていきたいと思っております。

今のところ、文科省のほうから、このコロナ関係で人材を確保できれば、ある程度人材を入れられる余地があるというふうなことで、今、希望を取っているところでございまして。今朝も山西小学校のほうから、希望がありますと。ただ、人材については、まだ見当たらないがというところで、それは何とかこちらで努力をいたしますというところで、一応要求だけ出してくださいということで、要求を出してもらっているところでございまして。

ただ、それは情報教育に関係するところではありません。リアル教育で今まで失った子どもたちの力を、情報教育で入れられる部分と、それ以上にリアル教育でリカバーするといいますか、そういったものに力点を置いていかなければ、やっぱり間に合わない。そんな気がしておりますので、人材については何とか入れられるように努力していきたいと思っております。

それから、ナイターの利用についてですけども、それは申請があれば現

在も受け入れておりますので、料金さえ支払っていただくというのと、それから3密を避けていただくというふうな方向でやっていただければいいかなというふうに考えています。

以上です。

○議長（宮田勝則君）中西君、時間は余計余っていますので。

○4番議員（中西義信君）大丈夫です。

今、締めでありませんけれども、人材に関しても取り組んでいると伺いまして、予算が云々ということでありませんけれども、今は時期が時期ですので、取り組むべきは取り組み、かけるべきはかけてやっていただくべきだと思います。

ナイターの件に関しては、きっかけは、体育協会ではやっておりますけれども、なかなか衰退している部分が多々ありまして、じゃ、野球とかソフトとか、協会でちょっとその分野に関してはやろうかという話から、今回のコロナが始まりまして、だったら村自体で定期的に週1とか2とか開放して、子どもたちやそのご家族のためにという感じで、球技をすとか云々じゃなくて。ただ、総合体育館等の公園施設ができておれば別でしょうけれども、今はそういうものが全くないわけですから、開放したり。3,000円ぐらいですからね、電気代そのものと我々がコインば払うのはどれぐらい差があるか分かりませんけれども、たまにはそうやって村民全体に気分転換を図っていただくのもいいのではないかと思います。

基本方針の5番目にも、地域全体で子どもたちの学びや成長を支える体制づくりとありますので、予算等あまり考えずに、そういった新たな取組もやっていただければと思って、質問を終わります。

○議長（宮田勝則君）質問を終わりますか。

○4番議員（中西義信君）言うていただければ。

○議長（宮田勝則君）今の中西議員のまずグラウンドの村民のための開放日みたいなお話のところだったと思いますけれども。

教育長。

○教育長（竹下良一君）ご提案ありがとうございます。

ただ、今の時点で申し上げられますのは、学校施設も実は一般の方に開放していないんです。といいますのは、学校の中でクラスターが発生しているというふうな事情がございますよね。ですから、学校の中では、できるだけ慎重にやっていきたい、学校施設の開放については慎重にやっていきたいというふうに思っていますが、ナイター施設に関しては、先ほど申し上げましたように、ただで開放していくといいますか、それについては今までの慣習もございますので、ちょっと相談をさせていただきたいと思いますが、ある程度、子どもたちや地域の方々の体力も落ちていますし、活力も落ちているところを運動で活発にさせるというのは、一つのいい提案だろうと思います。

ので、ちょっと検討材料にさせていただきたいと思います。

○議長（宮田勝則君）中西君。

○4番議員（中西義信君）コロナ感染症云々がなければ、こういった質問もしなかったと思います、何回も申し訳ありませんが、やっぱりいろんな手だてはするべきではないかと思っています。

実は昨日うちのセンターでガラスが割れまして、子どもたちのストレスだと思っています。やっぱり気分転換を変えてやるのも大事ななとつくづく思いました。それは意図的にしたわけではなくて、偶然の偶発。なかなかやっぱり閉塞感が多々あるんじゃないかと思っています。そこら辺ご検討をよろしくお願いしまして終わります。

○議長（宮田勝則君）村長。

○村長（日置和彦君）なかなか予算が絡むと教育長のほうからは答弁がしづらいところもあるかと思えますけれども、子どもたちにいろんな投資をするのは少しも無駄はないというふうに思っております。

ただ、学校関係ばかりではなくして、今度は、このコロナ関係では、いろんなところに弊害が出ているというふうに思っております。西原村も平成28年に地震がありまして、それぞれ商店街も復旧が終わって、さあ、やるぞというときに、コロナが発生した。飲食店あたりは特にお客さんも来ないという状況で、多分にも、もし借入れをされておられるならば、その借入れの返済ばかりでも大変だろうなというふうに思っております。その金も、いろんなところに、いろんな方々がコロナのおかげで、中には会社が解雇になったとか、無職になったとか、臨時で行っておったけれども臨時は要らないと言われたというようなところも出てくる方もおられるかなというふうに思っております。そういったことで、できるだけ村としても、このコロナ対策はしていきたいというふうに思っております。

今回、この前の1次の補正予算で6,000万円ほど西原村のほうに来ました。それは、全て今までしてきたことに対して、子どもの図書券も含めて、休業された方の一律10万円もそちらのほうから出させていただきました。今後、2次補正予算が明日ぐらいに参議院を通れば予算が通りますので、前回1兆円出しているから今度は2兆円ぐらい予算を割くというような話でありますので、単純にその倍が来るかということ、それではないだろうと。今回は、都市部に少しだけ多くやろうというような話も聞いておりますので、幾ら来るか分かりませんが、そういったことも含めて、今後いろんなことをしていかなくちゃならないところが出てくるかと思えます。まだまだコロナで被害を受けた全ての方に少しでも何らかの形で支援をしていかなければならないということもやっていかなくちゃならないというふうに思っております。

ただ、村のほうも金がないとは申しません。財調も19億円ぐらいになっております。この財調は何に使うかということは、やはり大きな災害があれば

国が見てくれますけれども、集中豪雨で村がやられたとか、あるいは今回のような感染症、伝染病等が村に発生したときには、その金で対応しなくちゃならないということでもありますので、今回のコロナもその金を使ってもいいんじゃないかなというふうに思っております。だから、当初コロナが発生したときに、1億円でも2億円でもいいから何らかの支援を村内一円にしてやろうということを経済のほうにも申しておりました。

ただ、そういったことで国のほうからも面倒を見てもらえますので、まだまだ支援する余地はありますので、そこら辺は学校だけではなくして全体を見ながら支援していきたいなというふうに思っております。

いろんな団体、関係者、いろんな事業所、いろいろなことを含めて進めていくなればなと思っておりますので、子どもたちに支援するのは一つも無駄はないということだけは申し上げておきます。

以上です。

○4番議員（中西義信君）ありがとうございます。気持ちは同じだと思いますけれども、なかなかお金が絡むこともありますし、また全体を見なければならぬし、私は私で自分が身近で体験しているところで話をしておりますけれども、元気な村づくりと申しますか、高齢者の方はとても元気です。スーパーサロンも、今はちょっと止まっておりますけれども、12か所から今度また新たに始まる予定で進んでおります。

ただ、社会人の大人のほうがちょっと疲れておられるかなと思うと、そういう観点からナイターとか開放して、やっぱり親も子も一緒に元気になっていただければと思っている気持ちから始まっております。

どうかご検討をよろしく願いしまして、終わります。

○議長（宮田勝則君）暫時休憩します。

（午前11時34分）

（午後 1時00分）

○議長（宮田勝則君）休憩前に引き続き会議を再開します。

受領番号3番、1番議員、堀田直孝君、件数1件、発言を許します。

（1番議員 堀田直孝君 登壇 質問）

○1番議員（堀田直孝君）1番議員、堀田です。

それでは、一般質問通告書に従い、新型コロナウイルス対策について質問をさせていただきます。

中国の武漢から発生した新型コロナウイルス感染症が、世界中でのパンデミックとなり、もはや大災害を超える恐怖が襲いました。国内でも緊急事態宣言は解除されたものの、日本に先立って非常事態や外出規制を解除した海外では既に第2波が発生しております。

そこで、本村における新型コロナウイルス対策について、3点質問いたし



ます。

まず1点目は、村民からの感染に関する相談窓口の設置についてであります。

この新型コロナウイルス感染の発生当初であります、クルーズ船ダイヤモンド・プリンセス号での集団感染が連日報道される中、症状が、発熱、せき、だるさ、息苦しさ等が新型コロナウイルス感染の症状と報道がなされ、インフルエンザによく似た症状であり、ひょっとして自分も感染しているのではないかと医療機関に行けば、新型コロナウイルス感染の疑いのある方は受診できませんと門前払いを受け、PCR検査体制も不十分で受けることができない状況の中、相談窓口は各保健所が窓口で、電話相談をしても保健所も初めてのパンデミックであり、明確な回答も受けられず、PCR検査も容易に受けられないといったことでした。

本村でも、この新型コロナウイルス感染症が発生当初より、ホームページ等により感染拡大防止、発生状況、支援体制等の広報がなされていきましたが、感染に関する相談窓口は熊本県への外部リンクで、先月の5月20日にやっと熊本県新型コロナウイルス感染症専用相談窓口（コールセンター）が設置されました。

しかしながら、村民の皆さんは身近である役場のほうが相談しやすいのではないかと思います。村民の中には、ひょっとして自分が感染しているのではないかと不安に感じたときに、気軽に相談できる電話窓口を役場に設置して、県の専用相談窓口へつなぐようなことができないかということです。いかがでしょうか。村長にお伺いいたします。

○議長（宮田勝則君）日置村長。

（村長 日置和彦君 登壇 答弁）

○村長（日置和彦君）新型コロナウイルス対策についてということで、村民から感染に関する相談窓口の設置状況はいかがかという質問であるかと思えます。堀田議員にお答えをさせていただきます。

新型コロナウイルス感染症の感染に関する相談窓口の設置につきましては、村としては今のところ相談窓口としては開設はしておりません。住民の皆さんからの感染に関するご相談や予防法に関するお問合せに対しては、保健衛生課のほうで随時相談を受けております。

また、相談内容によっては、阿蘇保健所に開設されている帰国者・接触者相談センターをご案内しております。また、21日以降は熊本県新型コロナウイルス感染症用相談窓口をご案内しておるところでもございます。

感染予防に関する啓発については、早速2月下旬に「新型コロナウイルスを防ぐには」の啓発冊子を担当課に指示し全戸配布をしており、また、ホームページでも感染予防や感染拡大防止に関する記事を随時掲載するとともに、防災無線放送により感染拡大防止の呼びかけを今現在も午前午後といった形

で行っております。

今後も全国及び熊本県内の新型コロナウイルス感染症の発生状況を注視しながら、第2波、第3波を防ぐため、相談窓口を開設するとともに、感染予防の啓発運動を継続して取り組んでまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（宮田勝則君）続けてください。

○1番議員（堀田直孝君）今、村長が答弁されましたように、もう発生当時から西原村の場合はホームページ等でいろんなことを報道されておりました。

しかしながら、自分も何か倦怠感とか症状があったときに病院にかかったんですけども、やはり病院には、コロナウイルス感染の疑いのある方は受診しないでくださいと、いかにも来るなと言わんばかりの貼り紙が、もう全ての医療機関に貼ってありました。

ということで、県のほうもすぐ保健所を設置したわけですが、やはり初めての症状ということで、保健所もばたばたということの中で、村民が一番相談しやすいのは役場の保健師かなと思います。

その中で、やはり3密を防ぐというところでは、電話窓口ということでホームページに少しでも、それで詳しく説明せんでも、県がもう20日にコールセンターを設置をしておりますので、そちらのほうに紹介をして優しく村民にコロナウイルスに対する不安をなくしていただくということになれば幸いかなと思います。

それでは、2点目を質問いたします。

小中学校での感染予防教育であります。

北九州市では4月30日から5月22日にかけて感染者0が続いたが、23日から29日に計69人の新規感染が判明。5月31日、小中3校の児童・生徒6名が感染。同28日に児童1名の感染が確認され、小倉南区の小学校では、同じクラスの児童が4人感染したことが分かり、北九州市では同校でのクラスターが発生しました。これに伴い、同市教育委員会は、感染者が出ていない市内小中学校に、児童が登校した際に、体温、体調などの健康チェックをより綿密にするように通知がなされました。

本村でも、学校の再開に当たり、3密にならないようにするために、手洗い、消毒、席の配置、給食、登校、また児童の観察、保護者への周知等かなり努力されておりますが、児童・生徒への感染予防教育も大事ではなかろうかと思いますが、この点についてはどのように指導されているか、教育長にお伺いいたします。

○議長（宮田勝則君）教育長。

（教育長 竹下良一君 登壇 答弁）

○教育長（竹下良一君）堀田議員にお答えいたします。

堀田議員におかれましては、日頃から本村教育の振興にご支援、ご協力い

ただき感謝を申し上げます。

さて、小中学校での感染予防教育はどのように指導されているかということでございますが、実は3月末の時点で、手さぐりではございましたけれどもおおよそどのようなことに注意をすべきかということ急遽各学校に配信しておりますが、その後、子どもたちの間隔、実際に学校に来た場合ですね、間隔であったり、登下校のときの間隔の取り方やマスク等々について、手探りではございましたけれども、5月からの臨時登校日で、子どもも教師もどのような距離が正しいのかとか、どれくらいの時間、教室の中におればいいのか、要するに、これまでは手探りでやってきたことを新しい生活様式の中に取り入れるというふうなことでやってきています。

現在、子どもたちに伝えている内容は、これまで分かってきたことを実際に指導しているところでございますが、一番懸念しているところは、正直に申し上げますと、学校の中で3密を完全に避けることは非常に難しいんです。前後が特に難しいんですが、左右は1m間隔は取れています。けれども、前後は1mより短くなります。だから、それが厳しい状況ですけれども、できるだけ子どもたちにはその間隔を取るよということ。そして、子どもたちが3密になる可能性があるのは下駄箱のところ。子どもたちが一気に押し寄せるところでは、足跡を記して先生方がついて、そこが難しいから注意しなさいということであったり、給食のときには、最初に、5月の時点で、どのようにすれば、うまいこと重ならないとか。そんなふうな指導を続けながら、今、各学校で形をつくり上げてきているというところでございます。それは、本村では感染がないというふうな状況ですから、それができているわけです。

ただ、それが一旦、感染が非常に厳しい状況の地域では、新規感染者が一定水準まで低減するまでは新しい生活様式もできませんよというふうな指標が来ておりますが、そのように指導しているところでございます。

ただ、今、日本の国の流れとして、どんなふうになっているかといいますと、私の捉え方では、これまではウイルスがたくさんいるところには行かない、できるだけ人と会わない、それから積極的に消毒をするということございましたが、今どのような流れになっているのかといいますと、新型コロナウイルスが存在しているのはもう確かだと。ですから、その中で新型コロナウイルス感染症に罹患しないように日々の生活を工夫するというふうな形。ですから、少人数まではいいだらうと。でも、できるだけ大人数になつたりしないように、そのような生活をしてくださいと。それはウイルス力価を下げるといいますか、ウイルスの力を下げる。ウイルスの数ができるだけ少ないところに私たちが生活するというですから、室内では長くいないけれども、室外ではそれが少なくなりますよね。できるだけ室外に行くよというふうな指導、そういったものを今、力点を入れて指導しているところで

す。ただ、これまで培ってきたマスクをするであるとか、あるいは友達同士重ならないであるとか、そういったことは引き続き指導しているところです。

もう一つ、感染した場合、重篤になることが予想される基礎疾患がある児童・生徒や医療的ケアが必要な児童・生徒に対しては特段の配慮が要りますよというふうなことは、指導しているところでございます。ですから、場合によっては校長判断で、あなたは来ないほうがいいかもしれないというふうなことも起こり得るかもしれません。

それから、3点目ですが、これはしてはいけないこととして、私たち自身も気をつけなきゃならないんですが、罹患した子どもが悪いとか、そんなふうな思想や発言を許すようなところ、あるいは見逃すというところです。命に直結する問題は、時として厳しい差別というものを生み出しますが、そのような事態は絶対に生まない、許さないという気持ちを私たちは持ち続け、指導し続けなければならないというふうに考えています。

以上です。

○議長（宮田勝則君）続けてください。

○1番議員（堀田直孝君）今、教育長が言われたとおり、正直言って、このウイルスというのは残る。一般的に、まだウイルス薬が開発されるまでは、あと1年から2年かかると言われている中に、やはり一番心配するのは、熊本県内でもありましたが、感染した人が一番悪いように中傷誹謗を言われるということで、子どもには絶対、これは願うしかないんですけども、この西原村の小中学校で感染者、児童には、なるかもしれませんけれども、できればならないのを神に祈るしかないという状況の中に、今、教育長が言われたとおり、私は思ってたのは差別ですね、これは一生残ります。ですから、これをしないという指導をされるということで、これを徹底していただくなから私もいいかと思えます。

それでは、続きまして3点目に入らせていただきます。

3密を控えなければならないこの時期に、災害発生時の避難所運営について伺います。

本日、朝より強い雨が降っており、梅雨入りの時期になりましたが、先ほど昼のニュースで九州北部地方は梅雨入りしたとのこと。言い換えれば、大雨による災害発生しやすい季節を迎えたということになりました。

この時期に大規模豪雨災害が発生した場合、行政は避難所を開設しなければなりません。今年、コロナ対策で行政も精いっぱいですが、災害の備えは必要であり、本村でも本会においての補正予算で、避難所の感染対策避難所備蓄倉庫の購入費用として指定避難所4か所分102万1,000円、備蓄用感染症対策衛生費として消毒薬、マスク等の購入費392万7,000円の計上をしております。

しかしながら、この指定避難所の収容人数は、避難所のスペースは感染予

防のために4分の1から5分の1と言われており、かなり少なくなっております。

政府が示した避難所での新型コロナ対策のポイントでは、一つ、可能な限り多くの避難所を開設し、ホテルや旅館の活用も検討。一つ、親戚や友人宅への避難を検討するように住民に周知。一つ、到着時に避難者の健康状態を確認、避難所までは手洗いと咳エチケットを徹底。一つ、十分な換気やスペースの確保に留意。一つ、発熱などの症状が出た人に専用のスペースやトイレの確保、一般避難者の場所、動線を分離。一つ、自宅療養中の軽症者の対応を事前に検討など示されておりますが、本村では実施困難と思われることも含まれております。

また、コロナ対策で自治体が実践、検討する避難所での主な工夫が、先般、新聞で紹介されております。益城町では、従来2㎡だった1人分のスペースを4㎡に拡大。北海道の標茶町では、2mの間隔で床にテープを貼り、避難者同士が離れて過ごすように促す。千葉市では、避難所が学校の場合、体育館だけでなく教室も活用する。千葉県鴨川市では、問診やチェックシートで保健師が健康状態を確認。体調が悪い避難者用に個室を準備する。石川県輪島市では、これはどこでもですけども、入り口に消毒液を配置し、マスクを準備する。岩手県釜石市では、高齢者や障害者らを受け入れる福祉避難所としてホテルの活用を検討している。さいたま市では、在宅避難ができるよう、食料や水などの備蓄や、屋内安全対策の呼びかけをする。宮崎県高原町では、新型コロナウイルスで自宅療養する軽症者の避難所として公共施設を選定中など紹介されておりましたが、本村での避難所運営の対策はいかがか、村長にお伺いいたします。

○議長（宮田勝則君）日置村長。

○村長（日置和彦君）お答えをさせていただきます。

まずは3密を避けなければならないこの時期において、災害が発生した場合の避難所運営の対策でありますけれども、本当に大変心配をされるところでもございます。

熊本地震では、ピーク時に、避難所に約1,800人が身の安全と安心を求めて避難をされました。1,800人という多くの方が避難されたわけでありまして。

また、昨年も大雨とか台風によって避難所も5回ほど開設をしました。ただ、その全部で18人の方が避難されたというところでもございます。

本年も、この新型コロナウイルスの感染連鎖が収束しない中で梅雨を迎えておるわけでありまして。避難所内においても、感染症の予防、3密を踏まえた対応が必要であることは認識をしております。関係各課とも連携を密にして、避難所を開設時には感染症対策に万全を期すよう指示しているところでもございます。

先ほど議員が申されましたけれども、避難所を運営するに当たっては、避

難所環境衛生対策として各避難所にマスクや消毒液を配付したり、あるいは避難所の体温、問診による健康状態の確認、十分な換気の実施、居住スペースの確保、体調が悪い避難者の専用スペースの確保、さらには安全な親戚、知人宅への避難の呼びかけもしてまいりたいというふうに思います。

また、同じ避難所でも対応が難しいと判断される避難者のために、社協とか、たんぽぽハウスと連携して、個別対応が可能な避難態勢に向けても検討していかなくてはならないというふうに思っております。

3密を避けるためには、今まで経験したことのない対応の課題等がありますが、災害時には、まず命を守るための行動を促したいと。そして、感染者対策の万全な避難所運営ができるよう今後も努力をしてまいるところでもございます。

避難所運営につきましては、特に堀田議員におかれましては、地震のとき河原小学校で責任者として対応された経験があられますので、そしてまた高い評価をされておられますので、状況の違いはございますけれども、逆に私どもも堀田議員が経験された避難所運営について、お話を聞いたり、教示をいただければなというふうなことも願っております。

決められた避難所へ避難するには、避難するけれども、避難ではなくして3密を避けるためのより安全な親戚、知人が一番、これはお互い分かっておるのでいいんじゃないかなというふうな思いもしております。そこで、内閣府が示したマニュアル、こういったものでありますけれども、区長さんに配付をしております。これを、なかなか分かりやすいものでありますので、全戸配布するような形を取られるならばなというふうな思いも持っております。やはり自分の命は自分で守るという行動を取るよう、今後もさらに周知をして考えてまいりたいというふうに思っております。

この中にも、避難先は小中学校、公民館だけではありません、安全な親戚、知人宅に避難することも考えてみましょうとか、いろんなことが書いてございますので、これを全戸に配布するならばなと。区長さんが持つておられますので、区長さんが回覧で回されたところもあるかと思っておりますけれども、なかなか皆さんが見ておられないかなと思っておりますので、こういったものを内閣府の防災担当のほうから出してありますので、こういったものを配布して、やはり避難所の関する情報、あるいはどうしたらいいか、その辺りも住民の方に分かっていたいただきたいというふうに思っております。

○議長（宮田勝則君）続けてください。

○1番議員（堀田直孝君）答弁いただきました。

まさしく避難所に適した施設に対応する職員数、これは非常に限りがあります、うちの場合は。

また、収容可能人数は当然今言いましたように減る中に、避難所を増やすというのも難しい。避難所ということで、今、総合体育館建設をしております

すが、これができておれば、全然また大分緩和されるんですが、2年はもう無理というところで、私が思いますには、避難所へ行かないで済む環境づくりをつくるのも大事じゃなかろうかと。その中で、やはり自分の命は自分で守るといふこの基本的なことをまた住民に周知していただく。

というのはどういうことかという、避難所に行ってしまうと、避難者の方は、西原村の場合は違ったんですけども、よその場合、職員の方に聞くと、あとはもう行政に任す。何でも持ってきてくれ、何が多い、何が足らん、おい、トイレが汚れとるよ、職員の方、掃除してよとか、お客さんになってしまう。私、今、村長がお褒めいただいたんですけども、それはもう自分の家ですから自分たちでできることをしましょうということで避難所運営をやったわけですが、そういうところをする中で、各住民の方、避難持ち出し袋というのを持っておられます。その中に、このコロナ対策ということで、基本的ないろんな避難持ち出し袋の中に追加してマスクとか石けん、体温計、消毒液なんかを追加して準備するのも必要なのかなと。

先ほど中西議員の質問の答弁にありました、村長が回答されましたとおり、昨日、新型コロナ対策を盛り込んだ2020年の第2次補正予算が衆議院を通過しまして、賛成多数で可決したということで、12日には参議院の本会議で成立を目指しておられます。その中で、追加歳出が約31兆円の補正、過去最大となりますが、全てを国債で発行するということです。この中で、先ほど村長が言われた自治体の新型コロナ対策に使える臨時交付金は2兆円増額されております。

そこで、中西議員も言いましたが、村長の得意な分野、予算の獲得ということで、獲得していただければ、そういうものに対するやっぱり助成とか準備をしていただくならば、それが無理であっても、先ほど言いましたとおり、こういうものが必要ですよというような周知、自分の命は何せ自分で守るといふようなことを周知していただいて、やはり行政に頼らない避難所といふのをつくれればいいのかなと思っております。

やはり先般の村長の表明にありましたように、今、県下のトップランナーで進んでおります。この災害時の避難所運営もトップランナーで行っていただくことを願って、私の質問を終わりたいと思いますが、いかがでしょうか、村長。

○議長（宮田勝則君）日置村長。

○村長（日置和彦君）第2次補正予算は、今、議員が申されましたように参議院に渡されまして、明日には参議院も通過するんじゃないかなと。31兆9,000億円ですけども、その中で2兆円が地方に回ってくるという話であります。

得意な分野と申されましたけれども、今回の場合は全国にコロナに関する予算が配分されます。この前の熊本地震のような、熊本だけでもではなく、

ということでもありますので、今回はそのように幾ら何でも西原村だけにくれということは大変厳しい話だろうというふうに思っております。できるだけ努力はしたいなというふうに思いますけれども、どこの自治体も我がところが一番欲しいわけでもありますので、今回だけは多分それも厳しいというふうに思っております。

かといって、前回は1兆円でありました。1兆円で6,000万円ということでありましたけれども、今度は2兆円だから倍というわけにもいかないということも聞いております。今回は都市部に少し多めにやろうかという話もあるということでもありますので、6,000万円だから1億2,000万円が来るんじゃないかなと当時はしばらく思いましたけれども、そういったわけにはいかないだろうということでもあります。

その中で、先ほどちょっと言いましたけれども、財政調整基金も10億円貯まったということで1億円でも2億円でもいいから、こういうときのための財調だから使っていいよということも財政のほうには言っておりましたけれども、それも前回の6,000万円である程度は収まりがついております。今回来るだろうということで、各課には、課長会議をやって、全て、何をしたいのか、何をしなくてはならないのか、いろんなことを挙げてくれということで、出させていただいております。

ただ、今回の第2次補正ばかりじゃなくして、今後また考えられるのは経済対策、世の中、経済が冷え込んでおりますので、その経済対策として、また何らかの形で国が交付金を出してくれるだろうということも思っておりますので、しっかり弾込めをして、そういったことがあった場合には、すぐできるようにしていきたいなというふうに思います。

それもこれも全て、何をしたいならばその図面がなからんと金は使わせてもらえないところがいっぱいありますので、どういったことをしたいならしたいということで、そういった図面も、100%の図面じゃなくてもよろしゅうございますので、そういったことも各課に言って、いろんなことを出させていただいております。いっぱい出ておりますので、お金が足りないぐらい出ておりますので、優先を決めてしていくならばなというふうに思っております。

以上です。

○議長（宮田勝則君）まとめてください。

○1番議員（堀田直孝君）今、村長が言われたとおりに、政府の予算、まだ手探り状態もあります。その中で、使い道がない予算も計上されております。その中で、やはり村長が言われたとおりに、使い道が決まったときにすぐ手を挙げる自治体のほうに予算が配分されますので、今言われたとおりに弾を込められて、アンテナを高くして、その情報が来たときに、すぐ手を挙げて申請でき、そして予算の獲得というのができれば、県下のトップランナーを



このまま突き進めるのではなかろうかと思っておりますので、今後ともよろしくお願いたしますということで、私の質問を終わらせていただきます。

以上です。

○議長（宮田勝則君） 暫時休憩します。

（午後 1時33分）

（午後 1時45分）

○議長（宮田勝則君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

日程第2、報告第1号、令和元年度西原村一般会計継続費繰越計算書の報告についてを議題とします。

内容の説明を総務課長に求めます。

（総務課長 須藤 博君 登壇 説明）

○総務課長（須藤 博君） 報告第1号についてご説明いたします。

報告第1号、令和元年度西原村一般会計継続費繰越計算書の報告について。

令和元年度西原村一般会計継続費の逡次繰越し繰越計算書については、地方自治法施行令第145条第1項の規定に基づき、次のとおり繰越計算書を調製し、報告する。

令和2年6月9日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

開けていただきまして、令和元年度西原村一般会計継続費繰越計算書でございます。

地方自治法施行令第145条第1項の規定により、令和元年度西原村一般会計継続費繰越計算書を報告いたします。

今回の報告は、令和元年度に継続費として議決いただきました特定地区公園事業のうち総合体育館建設事業につきまして、令和元年度中に執行できなかった事業費を法令の規定により翌年度へ逡次繰越しを行ったものでございます。

款2総務費、項1総務管理費、特定地区公園事業のうち総合体育館建設事業は、継続費の総額が20億2,791万円で、そのうち令和元年度の予算計上額が6億円、令和元年度中の支出済額及び支出見込額が0円で、残額の6億円を令和2年度へ逡次繰り越すものでございます。

事業の進捗状況は、全体事業費ベースで進捗率3%でございます。

以上で報告を終わります。

○議長（宮田勝則君） 内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（宮田勝則君） 質疑がないようですから、質疑を終結します。

これで、報告第1号、令和元年度西原村一般会計継続費繰越計算書の報告についての報告を終わります。

日程第3、報告第2号、令和元年度西原村一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題とします。

内容の説明を総務課長に求めます。

(総務課長 須藤 博君 登壇 説明)

○総務課長(須藤 博君)報告第2号についてご説明いたします。

報告第2号、令和元年度西原村一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について。

令和元年度西原村一般会計繰越明許費繰越計算書については、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき、次のとおり繰越計算書を調製し、報告する。

令和2年6月9日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

開けていただきまして、令和元年度西原村一般会計繰越明許費繰越計算書でございます。

今回ご報告いたします事業は、総務費1件、農林水産業費1件、土木費5件、消防費1件、教育費6件、災害復旧費3件の合計17件でございます。事業名等は記載のとおりでございます。

翌年度繰越額は、合計で19億6,547万4,000円。財源の内訳といたしましては、既収入特定財源2,946万8,000円、未収入特定財源、こちらは国県支出金9億3,162万8,000円、地方債8億7,890万円、その他の特定財源72万1,000円、一般財源1億2,475万7,000円となっております。

各事業の進捗状況についてご説明いたします。

木造仮設住宅利活用事業につきましては、進捗率は0%となっております。

被災農業者農舎等復旧支援事業につきましては、進捗率は0%となっております。

道路維持事業につきましては、進捗率は事業費ベースで99.8%となっております。

道路新設改良事業につきましては、進捗率は事業費ベースで14.22%となっております。

道路震災対策事業につきましては、進捗率は事業費ベースで93.27%となっております。

宅地耐震化推進事業につきましては、進捗率は事業費ベースで16.82%となっております。

小規模住宅地区改良事業につきましては、進捗率は事業費ベースで17.07%となっております。

消防団詰所等再建事業につきましては、進捗率は0%となっております。

山西小学校防災機能強化事業につきましては、進捗率は0%となっております。

山西小学校情報通信ネットワーク環境施設整備事業については、進捗率は

0%となっております。

河原小学校情報通信ネットワーク環境施設整備事業については、進捗率は0%となっております。

西原中学校防災機能強化事業については、進捗率は0%となっております。

西原中学校情報通信ネットワーク環境施設整備事業については、進捗率は0%となっております。

村指定文化財保存管理事業につきましては、進捗率は40%となっております。

現年度農地等災害復旧事業につきましては、進捗率は事業費ベースで90.86%となっております。

現年度道路橋りょう災害復旧事業につきましては、進捗率は事業費ベースで82.17%となっております。

現年度河原団地災害復旧事業につきましては、進捗状況は全体工程の約90%の進捗率でございます。

繰越明許費に係る歳出予算の経費を翌年度に繰り越したときは、翌年度の5月31日までに繰越計算書を調製し、次の議会においてこれを議会に報告することとなっております。

以上、ご報告いたします。よろしく願いいたします。

○議長（宮田勝則君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（宮田勝則君）質疑がないようですから、質疑を終結します。

これで、報告第2号、令和元年度西原村一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についての報告を終わります。

日程第4、報告第3号、令和元年度西原村一般会計事故繰越し繰越計算書の報告についてを議題とします。

内容の説明を総務課長に求めます。

（総務課長 須藤 博君 登壇 説明）

○総務課長（須藤 博君）報告第3号についてご説明いたします。

報告第3号、令和元年度西原村一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について。

令和元年度西原村一般会計事故繰越し繰越計算書については、地方自治法施行令第150条第3項の規定に基づき、次のとおり繰越計算書を調製し、報告する。

令和2年6月9日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

開けていただきまして、令和元年度西原村一般会計事故繰越し繰越計算書でございます。

ご報告いたします事業は、土木費1件、災害復旧費1件の合計2件でございます。

います。事業名等は記載のとおりでございます。

翌年度繰越額は、合計で15億6,973万7,875円。財源の内訳といたしましては、未収入特定財源のうち国県支出金8億30万9,000円、地方債7億5,490万円、一般財源1,452万8,875円となっております。

なお、事故繰越しの理由等については、この計算書右側の説明欄のとおりでございます。

各事業の進捗状況についてご説明いたします。

宅地耐震化推進事業につきましては、進捗率は事業費ベースで100%となっております。

過年度道路橋りょう災害復旧事業につきましては、進捗率は事業費ベースで100%となっております。

事故繰越しに係る歳出予算の経費を翌年度に繰り越したときは、繰越明許費に準じて、翌年度の5月31日までに繰越計算書を調製し、次の議会においてこれを議会に報告することとなっております。

以上、ご報告いたします。よろしくお願いたします。

○議長（宮田勝則君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（宮田勝則君）質疑がないようですから、質疑を終結します。

これで、報告第3号、令和元年度西原村一般会計事故繰越し繰越計算書の報告についての報告を終わります。

日程第5、承認第3号、専決処分の報告及び承認について「（専第3号）西原村税条例等の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

内容の説明を税務課長に求めます。

（税務課長 廣瀬龍一君 登壇 説明）

○税務課長（廣瀬龍一君）承認第3号についてご説明いたします。

承認第3号、専決処分の報告及び承認について。

地方自治法第179条第1項の規定により専決処分した事件について、同条第3項の規定により次のとおり報告し、承認を求める。

令和2年6月9日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

1枚開けていただきまして、専第3号、西原村税条例等の一部を改正する条例の制定について。

西原村税条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和2年3月31日専決、熊本県阿蘇郡西原村長。

今回の村税条例等の一部改正につきましては、地方税法等の一部を改正する法律が令和2年3月31日に公布され、それを受け、西原村税条例も令和2年4月1日から施行する必要がありましたので、専決処分とさせていただきます。

主な内容につきましては、お手元にお配りしております西原村税条例等の一部を改正する条例の概要、税務課資料1になりますけれども、こちらで説明をさせていただきます。

改正の趣旨ですが、地方税法及び地方税法施行令等、関係法令の一部改正を踏まえ、西原村税条例についても改正の必要が生じました。

2の主な改正内容について税目ごとにご説明いたします。

まず、(1)の個人村民税につきましては、未婚の独り親に対する税制上の措置及び寡婦(寡夫)控除の見直しです。全ての独り親家庭に対して公平な税制を実現する観点から、婚姻歴の有無による不公平と、男性の独り親と女性の独り親間の不公平を解消するための所要の規定の整備です。未婚の独り親に対して、寡婦(寡夫)控除を適用し、女性の方の寡婦控除については、男性の方の寡夫と同じ所得制限を設けるもので、改正後の控除額は、表、右のとおりとなります。

次に、ウの個人住民税の人的非課税措置につきましては、今回の未婚の独り親に対する税制上の措置及び寡婦(寡夫)控除の見直しに伴う規定の整備で、令和元年度改正後、現行の「寡婦、寡夫、単身児童扶養者」を「ひとり親及びひとり親を除く寡婦」に改正するものです。

1枚開けていただきまして、次に(2)の固定資産税の改正につきましては、①の登記簿上の所有者が死亡し、相続登記がされるまでの間における現所有者(相続人等になりますけれども)に対し、氏名・住所等必要な事項を申告させることができる制度の創設です。及び②の一定の調査を尽くしても固定資産の所有者が明らかとならない場合、当該固定資産の使用人に対して事前に通知した上で、その使用人を所有者とみなして、固定資産課税台帳に登録し、固定資産税を課することができる制度の拡大です。

次に、(3)たばこ税の改正につきましては、軽量の葉巻たばこの課税方式の見直しです。国のたばこ税と同様、軽量の葉巻たばこ1本(1本当たりの重量が1g未満ですけれども)を紙巻たばこ1本に換算する方法とする規定の整備です。令和2年10月1日から令和3年10月1日までに2段階で実施して、令和3年9月30日までの1年間につきましては、改正の対象を1本当たりの重量が0.7g未満の葉巻たばこに限ることとし、その場合、0.7g未満の葉巻たばこを紙巻たばこ0.7本に換算する方法とするものです。

最後に、(4)その他ですが、地方税法を含む各法律改正に伴う条ずれ、項ずれ、元号の改正等による所要の規定の整備を行うものでございます。

この条例の施行期日は、令和2年4月1日から令和4年4月1日にかけて法律に基づいて順次施行してまいります。

以上で説明を終わります。ご審議方よろしくお願いたします。

○議長(宮田勝則君) 内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(「質疑なし」の声)

○議長(宮田勝則君) 質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「討論なし」の声)

○議長(宮田勝則君) 討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

承認第3号、専決処分の報告及び承認について「(専第3号)西原村税条例等の一部を改正する条例の制定について」、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(宮田勝則君) 全員起立であります。

よって、承認第3号は原案どおり承認されたものと決定します。

日程第6、承認第4号、専決処分の報告及び承認について「(専第4号)西原村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

内容の説明を税務課長に求めます。

(税務課長 廣瀬龍一君 登壇 説明)

○税務課長(廣瀬龍一君) 承認第4号についてご説明いたします。

承認第4号、専決処分の報告及び承認について。

地方自治法第179条第1項の規定により専決処分した事件について、同条第3項の規定により次のとおり報告し、承認を求める。

令和2年6月9日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

1枚開けていただきまして、専第4号、西原村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について。

西原村国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和2年3月31日専決、熊本県阿蘇郡西原村長。

今回の国民健康保険税条例の一部改正につきましては、地方税法施行令の一部を改正する政令が令和2年3月31日に公布され、それを受け、西原村国民健康保険税条例も令和2年4月1日から施行する必要がありましたので、専決処分とさせていただきました。

主な内容につきましては、お手元にお配りしております西原村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の概要、税務課資料の2によりご説明させていただきます。

改正の趣旨ですが、地方税法施行令の一部改正を踏まえ、西原村国民健康保険税条例についても改正の必要が生じました。

2の主な改正内容についてご説明いたします。

まず、(1)の国民健康保険税の基礎課税額の改正です。この第2条の改

正は、基礎課税額の医療給付費分の限度額を61万円から63万円に、介護納付金分の限度額を16万円から17万円に改正するものであります。

次に、(2)被保険者均等割及び世帯平等割額を軽減する所得判定基準の改正です。この第23条の改正は、5割軽減の判定計算の数値が28万円から28万5,000円に、2割軽減の判定計算の数値が51万円から52万円に改正するもので、計算式が表のとおりになり変わり、軽減措置の対象を拡充するものでございます。

この条例の施行期日は、令和2年4月1日です。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議方よろしくお願ひいたします。

○議長（宮田勝則君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（宮田勝則君）質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（宮田勝則君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

承認第4号、専決処分の報告及び承認について「（専第4号）西原村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について」、原案どおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（宮田勝則君）全員起立であります。

よって、承認第4号は原案どおり承認されたものと決定します。

日程第7、承認第5号、専決処分の報告及び承認について「（専第5号）令和元年度西原村一般会計補正予算（第9号）について」を議題とします。

内容の説明を総務課長に求めます。

（総務課長 須藤 博君 登壇 説明）

○総務課長（須藤 博君）承認第5号についてご説明いたします。

承認第5号、専決処分の報告及び承認について。

地方自治法第179条第1項の規定により専決処分した事件について、同条第3項の規定により次のとおり報告し、承認を求める。

令和2年6月9日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

開けていただきまして、専第5号、令和元年度西原村一般会計補正予算（第9号）。

令和元年度西原村一般会計補正予算（第9号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ280万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ91億3,918万7,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和2年3月31日専決、熊本県阿蘇郡西原村長。

歳入におきまして、令和元年度の地方譲与税や地方特例交付金、特別交付税等の交付額が年度末に交付決定されたことや、災害復興復旧寄附金及びふるさと納税災害復興復旧寄附金において、災害復興基金に積み立てることにより、年度末までの歳入確定額から歳出した額を歳出における基金積立金へ計上する必要がありました。

このような必要な措置を講じるための予算補正が急遽必要であり、緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がなかったことから、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をさせていただきました。

歳入歳出の主なものについてご説明いたします。

7ページから歳入でございます。

決算見込みによりまして、予算の増減を行っております。

8ページをお願いいたします。

款10地方特例交付金、項1地方特例交付金、目1地方特例交付金1,716万円の増額補正でございます。子ども・子育て支援臨時交付金の増でございます。

款18寄附金、項1寄附金、目3ふるさと納税寄附金2,159万2,000円の増額補正、ふるさと納税寄附金等の増額でございます。

続きまして、歳出のご説明をさせていただきます。

10ページをお願いいたします。

歳出につきましても、決算見込みにより補正等を行っております。

款2総務費、項1総務管理費、目7基金費693万3,000円の減額補正でございます。災害復興基金積立金の最終的な確定に伴う減額でございます。

あと、予備費に412万2,000円の増額補正を計上いたしております。

以上でございます。ご審議方よろしく願います。

○議長（宮田勝則君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（宮田勝則君）質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（宮田勝則君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

承認第5号、専決処分の報告及び承認について「（専第5号）令和元年度



西原村一般会計補正予算（第9号）について」、原案どおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（宮田勝則君）全員起立であります。

よって、承認第5号は原案どおり承認されたものと決定します。

日程第8、承認第6号、専決処分の報告及び承認について「（専第6号）令和2年度西原村一般会計補正予算（第1号）について」を議題とします。

内容の説明を総務課長に求めます。

（総務課長 須藤 博君 登壇 説明）

○総務課長（須藤 博君）承認第6号についてご説明いたします。

承認第6号、専決処分の報告及び承認について。

地方自治法第179条第1項の規定により専決処分した事件について、同条第3項の規定により次のとおり報告し、承認を求める。

令和2年6月9日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

開けていただきまして、専第6号、令和2年度西原村一般会計補正予算（第1号）。

令和2年度西原村一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ57億7,343万2,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和2年4月17日専決、熊本県阿蘇郡西原村長。

新型コロナウイルス感染症拡大防止対策におきまして、感染予防具等の緊急的な購入や村内の小中学校における長期的な臨時休校に伴い、児童・生徒への学習意欲向上や家庭学習の支援を行う必要がありました。

このような必要な措置を講じるための予算補正が急遽必要であり、緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がなかったことから、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をさせていただきました。

歳出の主なものについてご説明いたします。

6ページをお願いいたします。

款9教育費、項1教育総務費、目2事務局費304万円の増額補正でございます。図書カード購入費の増でございます。

あと、予備費を308万1,000円の減額補正を計上いたしております。

以上でございます。ご審議方よろしくをお願いいたします。

○議長（宮田勝則君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(「質疑なし」の声)

○議長(宮田勝則君) 質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「討論なし」の声)

○議長(宮田勝則君) 討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

承認第6号、専決処分の報告及び承認について「(専第6号) 令和2年度西原村一般会計補正予算(第1号)について」、原案どおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(宮田勝則君) 全員起立であります。

よって、承認第6号は原案どおり承認されたものと決定いたします。

日程第9、承認第7号、専決処分の報告及び承認について「(専第7号) 令和2年度西原村一般会計補正予算(第2号)について」を議題とします。

内容の説明を総務課長に求めます。

(総務課長 須藤 博君 登壇 説明)

○総務課長(須藤 博君) 承認第7号についてご説明いたします。

承認第7号、専決処分の報告及び承認について。

地方自治法第179条第1項の規定により専決処分した事件について、同条第3項の規定により次のとおり報告し、承認を求める。

令和2年6月9日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

開けていただきまして、専第7号、令和2年度西原村一般会計補正予算(第2号)。

令和2年度西原村一般会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ800万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ57億8,143万2,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和2年4月27日専決、熊本県阿蘇郡西原村長。

新型コロナウイルス感染症拡大防止対策におきまして、その目的のために自主的に休業した村内事業者の事業継続支援を行う必要がありました。

このような必要な措置を講じるための予算補正が急遽必要であり、緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がなかったことから、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をさせていただきました。

歳入歳出の主なものについてご説明いたします。

6ページをお願いいたします。

款19繰入金、項1繰入金、目1基金繰入金800万円の増額補正でございます。財政調整基金繰入金の増でございます。

7ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款6商工費、項1商工費、目1商工業振興費800万円の増額補正でございます。新型コロナウイルス感染症拡大防止対策休業支援給付金の増でございます。

以上でございます。ご審議方よろしくをお願いいたします。

○議長（宮田勝則君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（宮田勝則君）質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（宮田勝則君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

承認第7号、専決処分の報告及び承認について「（専第7号）令和2年度西原村一般会計補正予算（第2号）について」、原案どおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（宮田勝則君）全員起立であります。

よって、承認第7号は原案どおり承認されたものと決定します。

日程第10、承認第8号、専決処分の報告及び承認について「（専第8号）令和2年度西原村一般会計補正予算（第3号）について」を議題とします。

内容の説明を総務課長に求めます。

（総務課長 須藤 博君 登壇 説明）

○総務課長（須藤 博君）承認第8号についてご説明いたします。

承認第8号、専決処分の報告及び承認について。

地方自治法第179条第1項の規定により専決処分した事件について、同条第3項の規定により次のとおり報告し、承認を求める。

令和2年6月9日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

開けていただきまして、専第8号、令和2年度西原村一般会計補正予算（第3号）。

令和2年度西原村一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7億858万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ64億9,001万5,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和2年5月11日専決、熊本県阿蘇郡西原村長。

政府の新型コロナウイルス感染症緊急経済対策において、家計への支援を行う特別定額給付金事業の実施及び政府の新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子育て世帯の生活を支援する取組として、児童手当を受給する世帯に対する子育て世帯への臨時特別給付金を交付するため、予算補正が急遽必要となりました。

また、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者に対し、資金繰りにおける経営安定を図るための支援及び減収となった法人や個人事業者に対しての事業継続支援を行うため、予算補正が急遽必要となりました。

このような必要な措置を講じるための予算補正が急遽必要であり、緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がなかったことから、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をさせていただきました。

歳入歳出の主なものについてご説明いたします。

6ページをお願いいたします。

歳入でございます。

款15国庫支出金、項2国庫補助金、目6総務費国庫補助金6億8,057万6,000円の増額補正でございます。特別定額給付金給付事業補助金等の増でございます。

7ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款2総務費、項1総務管理費、目18特別定額給付費6億8,057万6,000円の増額補正でございます。特別定額給付金給付事業関係予算の増でございます。

款3民生費、項2児童福祉費、目1児童福祉総務費1,101万4,000円の増額補正でございます。子育て世帯への臨時特別給付金事業関係予算の増でございます。

8ページをお願いいたします。

款6商工費、項1商工費、目1商工業振興費1,630万円の増額補正でございます。新型コロナウイルス感染症拡大防止対策休業支援給付金等の増でございます。

あと、予備費に69万3,000円の増額補正を計上しております。

以上でございます。ご審議方よろしくをお願いいたします。

○議長（宮田勝則君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（宮田勝則君）質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「討論なし」の声)

○議長(宮田勝則君) 討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

承認第8号、専決処分の報告及び承認について「(専第8号) 令和2年度西原村一般会計補正予算(第3号)について」、原案どおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(宮田勝則君) 全員起立であります。

よって、承認第8号は原案どおり承認されたものと決定します。

日程第11、議案第67号、西原村固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を総務課長に求めます。

(総務課長 須藤 博君 登壇 説明)

○総務課長(須藤 博君) 議案第67号についてご説明いたします。

議案第67号、西原村固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定について。

西原村固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和2年6月9日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

提案理由でございます。

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の一部改正に伴い、所要の規定の整備を図る必要がございます。これが、この議案を提出する理由でございます。

ここから、皆様にお配りしております別紙により説明をさせていただきます。西原村固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例(案)の概要をご覧ください。

初めに、条例改正の趣旨でございます。

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律により行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律が改正されております。改正が令和元年12月16日施行されたことに伴いまして、所要の改正を行うものでございます。

主な改正内容でございます。

1点目は、引用法令名の改正でございます。

本条例で引用しております行政手続オンライン化法の題名が、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律に改められことから、引用法令名を改正いたします。

2点目は、法令改正に伴います引用法令条項番号との整合性を図るため、

改正を致すものでございます。

参考資料といたしまして、新旧対照表を3ページから添付しております。

施行期日は、公布の日から施行いたします。

以上でございます。ご審議方よろしくお願ひいたします。

○議長（宮田勝則君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（宮田勝則君）質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（宮田勝則君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第67号、西原村固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（宮田勝則君）全員起立であります。

よって、議案第67号は原案どおり可決されました。

暫時休憩します。

（午後 2時40分）

（午後 2時55分）

○議長（宮田勝則君）休憩前に引き続き会議を再開します。

日程第12、議案第68号、西原村税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を税務課長に求めます。

（税務課長 廣瀬龍一君 登壇 説明）

○税務課長（廣瀬龍一君）議案第68号についてご説明いたします。

議案第68号、西原村税条例の一部を改正する条例の制定について。

西原村税条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和2年6月9日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

提案理由でございます。

新型コロナウイルス感染症緊急経済対策等における税制上の措置として、地方税法等の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、所要の改正を行う必要があるため、本条例の一部を改正するものであります。これが、この議案を提出する理由であります。

主な内容につきまして、お手元にお配りしております西原村税条例の一部を改正する条例（案）の概要、税務課資料3でご説明させていただきます。

改正の趣旨ですが、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策等における税

制上の措置として、地方税法及び地方税法施行令等関係法令の一部を改正する法律が令和2年4月30日に公布・施行され、それを受け、西原村税条例についても改正の必要が生じました。

2の主な改正内容について、税目ごとにご説明いたします。

まず、(1)の個人村民税につきましては、①新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例です。新型コロナウイルス感染症及びその蔓延防止のため、自粛要請等を受けて文化芸術イベント及びスポーツイベントを中止とした主催者に対し、チケット購入代金の払戻しを受けることを辞退（払戻請求権を放棄）した者への寄附金控除の適用について、所得税において寄附金控除の対象としたもののうち、条例で定めるものについて、個人村民税の寄附金税額控除の対象とするものです。

次に、②新型コロナウイルス感染症等に係る住宅ローン控除の特例です。個人村民税の住宅ローン控除について、所得税において新型コロナウイルス感染症の影響により、要件である入居期限にやむを得ず遅れた場合でも、代替りの一定の要件を満たすことで、特例措置の対象となり、住宅ローン控除可能額のうち、所得税から控除し切れなかった額を控除限度額の範囲内で個人住民税から控除するものです。

次に、(2)の固定資産税の改正につきましては、①中小事業者等が所有する償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税等の軽減措置の新設です。新型コロナウイルス感染症の拡大防止のための措置に起因して、厳しい経営環境にある中小事業者等に対して、令和3年度課税の1年分に限り、所有する償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税の課税標準を事業収入の減少幅に応じ、2分の1または0とするものです。

軽減措置の手続の流れは、図のとおりとなります。

1枚開けていただきまして、次に②生産性革命の実現に向けた固定資産税の特例措置の拡充です。生産性向上特別措置法の規定により、市町村が主体的に作成した計画に基づき行われた中小企業の一定の設備投資について、対象設備の固定資産税を市町村の条例で定める割合により軽減する特例措置の規定に、今般、新型コロナウイルス感染症の影響を受けながらも新規に設備投資を行う中小事業者等を支援する観点から、その適用対象に一定の事業用家屋及び構築物を加えるものです。

適用対象となる固定資産税の課税標準を3年間0以上2分の1以下の範囲内において軽減する市町村の条例で定める割合は、現行と同様の0とします。

次に、(3)軽自動車税の改正です。現在、軽自動車税の環境性能割は、熊本県が市町村に代わって賦課徴収を行い、定置場の市町村に交付をしております。今回の環境性能割の臨時的軽減の延長につきましては、消費税10%への改定に伴う環境性能割の税率を1%分軽減する特例措置、これは令和元年10月から令和2年9月末までの間に取得した自家用乗用車になります。

ども、この適用期限を6か月延長し、令和3年3月31日までに取得した者を対象とする改正です。

次に、(4)徴収の猶予制度の特例について、新型コロナウイルス感染症の影響により令和2年2月以降の一定期間の収入に相当の減少、前年同期比おおむね20%以上の減少があり、納税をすることが困難である事業者等に対し、無担保かつ延滞金なしで1年間徴収を猶予できる特例措置の創設による所要の整備です。

最後に、(5)その他ですが、地方税法を含む各法律改正に伴う条ずれによる所要の規定の整備を行うものでございます。

この条例の施行期日は、公布の日から施行します。

ただし、第2条改正規定につきましては、令和3年1月1日から施行いたします。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議方よろしくお願ひいたします。

○議長（宮田勝則君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（宮田勝則君）質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（宮田勝則君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第68号、西原村税条例の一部を改正する条例の制定について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（宮田勝則君）全員起立であります。

よって、議案第68号は原案どおり可決されました。

日程第13、議案第69号、西原村ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を住民福祉課長に求めます。

（住民福祉課長 藤吉昌也君 登壇 説明）

○住民福祉課長（藤吉昌也君）議案第69号についてご説明いたします。

議案第69号、西原村ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

西原村ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和2年6月9日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

提案理由としまして、西原村ひとり親家庭等医療費助成資格対象者の確認



日を変更する必要がございます。これが、この議案を提出する理由でございます。

これからは、皆さん方にお配りしております西原村ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例（案）の概要についてご説明いたします。

1、条例の趣旨としまして、ひとり親家庭等医療費助成の資格対象者は、児童扶養手当の受給者が対象になっており、県の児童扶養手当の見直し、更新の認定日につきましては、毎年10月31日に認定が行われており、資格確認日の改正を行う必要があります。

主な改正の内容としまして、第7条第2項の改正でございます。受給者の資格の有無につきましては、毎年8月1日現在で確認しておりましたが、上に申し上げておりますとおり10月31日に認定が行われますので、毎年11月1日現在に確認日を変更するものでございます。

3、施行期日につきましては、公布の日から施行いたします。

以上でございます。ご審議方よろしくお願ひいたします。

○議長（宮田勝則君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（宮田勝則君）質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（宮田勝則君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第69号、西原村ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（宮田勝則君）全員起立であります。

よって、議案第69号は原案どおり可決されました。

日程第14、議案第70号、西原村介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を保健衛生課長に求めます。

（保健衛生課長 松下公夫君 登壇 説明）

○保健衛生課長（松下公夫君）議案第70号についてご説明いたします。

議案第70号、西原村介護保険条例の一部を改正する条例の制定について。

西原村介護保険条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和2年6月9日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

提案理由といたしまして、介護保険法施行例の改正に基づき、低所得者の保険料軽減を強化するため、西原村介護保険条例の一部を改正する必要があります。これが、この議案を提出する理由でございます。

次のページ以降に、改正の改め文及び新旧対照表をつけております。

ここからは、西原村介護保険条例の一部を改正する条例（案）の概要をお配りしておりますので、これにより説明させていただきます。

概要のほうをご覧ください。

#### 1、条例改正の趣旨。

介護保険法施行例の改正に伴い、西原村介護保険条例の一部を改正する必要があります。

#### 2、主な改正内容。

介護保険法の改正により、平成27年4月から公費を投入して低所得者の介護保険料軽減を行うこととされています。

昨年10月の消費税引上げに伴い、段階的にその軽減を強化すべく、昨年3月及び本年3月に介護保険法施行例が改正されました。

本年3月の介護保険法施行例改正に伴い、本条例を改正し第1段階から第3段階の保険料を軽減するものであります。

保険料率について、所得段階、平成30年度保険料率、令和元年度保険料率、令和2年度保険料率の順に読み上げます。第1段階、0.45、0.375、0.3。第2段階、0.75、0.625、0.5。第3段階、0.75、0.725、0.7。

続きまして、保険料について、同じく、所得段階から令和2年度保険料の順に読み上げます。第1段階、3万8,880円、3万2,400円、2万5,920円。第2段階、6万4,800円、5万4,000円、4万3,200円。第3段階、6万4,800円、6万2,640円、6万480円。

#### 3、施行期日。

公布の日から施行し、令和2年4月1日から適用するとしております。

以上でございます。ご審議方よろしく申し上げます。

○議長（宮田勝則君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（宮田勝則君）質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（宮田勝則君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第70号、西原村介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（宮田勝則君）全員起立であります。

よって、議案第70号は原案どおり可決されました。

日程第15、議案第71号、西原村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を保健衛生課長に求めます。

（保健衛生課長 松下公夫君 登壇 説明）

○保健衛生課長（松下公夫君）議案第71号についてご説明いたします。

議案第71号、西原村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

西原村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和2年6月9日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

提案理由といたしまして、熊本県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例附則第5条第1項に規定する傷病手当金給付に伴い、西原村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する必要がございます。これが、この議案を提出する理由でございます。

次のページ以降に、改正の改め文及び新旧対照表をつけております。

ここからは、西原村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例案の概要をお配りしておりますので、これにより説明させていただきます。

概要のほうをご覧ください。

条例改正の趣旨。

後期高齢者医療制度において、運営主体は広域連合となっており、市町村には主に窓口業務を担当しております。

令和2年5月13日、熊本県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正により、新型コロナウイルス感染症に感染した（発熱等の症状があり感染が疑われる場合を含む）被保険者に対し、傷病手当金を支給することが決定しました。そのため、本村において受付事務をすることとなり、これに伴い、西原村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する必要がございます。

2、主な改正内容。

熊本県後期高齢者医療広域連合が新型コロナウイルス感染症に感染した、または発熱等の症状があり感染が疑われる被保険者で、給与等の支払いを受けている者が労務に服することができない一定期間に限り、傷病手当を支給する。そのため、必要な受付事務を行うこととなっております。

対象者。

被用者（被保険者ですけれども）のうち、新型コロナウイルス感染症に感染した者、または発熱等の症状があり感染が疑われる者。

支給対象となる日数。

労務に服することができなくなった日から起算し、3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち就労を予定していた日。

適用期間。

令和2年1月1日から9月30日の間で、療養のため労務に服することができない期間。ただし、入院が継続する場合は、健康保険と同様、最長1年6か月までとしております。

3、施行期日。

公布の日から施行するとしております。

以上でございます。ご審議方よろしく申し上げます。

○議長（宮田勝則君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（宮田勝則君）質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（宮田勝則君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第71号、西原村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（宮田勝則君）全員起立であります。

よって、議案第71号は原案どおり可決されました。

日程第16、議案第72号、西原村国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を保健衛生課長に求めます。

（保健衛生課長 松下公夫君 登壇 説明）

○保健衛生課長（松下公夫君）議案第72号についてご説明いたします。

議案第72号、西原村国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について。

西原村国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和2年6月9日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

提案理由といたしまして、国の新型コロナウイルス感染症対策本部において決定した財政支援措置に基づき、市町村が行う新型コロナウイルス感染症に感染した被用者（被保険者ですけれども）に対する傷病手当金の支給について、西原村国民健康保険でも支給できるようにするため、条例の一部を改正する必要があります。これが、この議案を提出する理由でございます。

次のページ以降に、改正の改め文及び新旧対照表をつけております。

ここからは、西原村国民健康保険条例の一部を改正する条例（案）の概要をお配りしておりますので、これにより説明させていただきます。

概要のほうをご覧ください。

### 1、条例改正の趣旨。

令和2年3月10日、国の新型コロナウイルス感染症対策本部において決定した緊急対応策で、国民健康保険において新型コロナウイルス感染症に感染するなどした被保険者に傷病手当金を支給することとし、財政支援措置を行うことが盛り込まれました。今般の新型コロナウイルス感染症対策については、国内感染拡大防止の観点から、新型コロナウイルス感染症に感染した（発熱等の症状があり感染が疑われる場合を含む。）被保険者に対し、傷病手当金を支給することとされております。西原村国民健康保険条例の一部を改正する必要がございます。

### 2、主な改正内容。

新型ウイルス感染症に感染した、または感染が疑われる症状が表れたことにより療養し、労務に服することができない被保険者で、給与等の支払いを受けている者が就労に服することができない一定期間に限り、傷病手当金を支給する。

対象者。

国民健康保険被保険者のうち、新型コロナウイルス感染症に感染した者、または発熱等の症状があり感染が疑われる者。

支給対象となる日数。

労務に服することができなくなった日から起算し3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち就労を予定していた日。

支給額。

直近の継続した3か月間の給与収入の合計額を就労日数で除した金額掛ける3分の2掛ける新型コロナウイルス感染症に伴い勤務できず無給または減額となった日数マイナス3日。

適用期間。

令和2年1月1日から9月30日の間で、療養のため労務に服することができない期間。ただし、入院等が継続する場合は、健康保険と同様、最長1年6か月までとします。

### 3、施行期日。

公布の日より施行いたします。

以上でございます。ご審議方よろしく申し上げます。

○議長（宮田勝則君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

7番議員、山下一義君。

○7番議員（山下一義君）7番、山下ですけれども、この条例の場合に、給与

等の明細が分かる人はいいんですけれども、自営業者の場合には給与等が決まっておられませんけれども、そういう場合にはどういう扱いをされるわけですか。

○議長（宮田勝則君）保健衛生課長。

○保健衛生課長（松下公夫君）あくまで所得税法による給与受給者ですので、自営業者には該当しないということになります。

以上です。

○議長（宮田勝則君）ほかに質疑ございませんか。

保健衛生課長が答弁の追加がございます。

保健衛生課長。

○保健衛生課長（松下公夫君）ただいまの中で、自営業者は対象にならないと申しましたけれども、個人事業主で青色申告等をされて専従者給与をもらわれている方、要は給与として、そちらは該当するということになります。

以上です。

○議長（宮田勝則君）山下君、ようございますか。

○7番議員（山下一義君）いいです。

○議長（宮田勝則君）ほかに質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（宮田勝則君）質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（宮田勝則君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第72号、西原村国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（宮田勝則君）全員起立であります。

よって、議案第72号は原案どおり可決されました。

以上で、本日の議事日程は全部終了しました。

本日はこれをもって散会したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（宮田勝則君）異議なしと認め、次の会議は12日午前10時より行います。

本日はこれをもって散会します。

午後 3時31分 散会



第 3 号 ( 6 月 1 2 日 )



## 令和2年第2回西原村議会定例会会議録

令和2年6月12日、令和2年第2回西原村議会定例会が西原村役場に招集された。

令和2年6月12日（金曜日） 議事日程第3号

- 日程第 1 議案第73号 令和2年度西原村一般会計補正予算（第4号）  
について
- 日程第 2 議案第74号 令和2年度西原村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第 3 議案第75号 令和2年度西原村介護保険特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第 4 議案第76号 物品購入契約の締結について
- 日程第 5 議案第77号 工事請負変更契約の締結について
- 日程第 6 議案第78号 工事請負変更契約の締結について
- 日程第 7 議案第79号 工事請負変更契約の締結について
- 日程第 8 議案第80号 工事請負変更契約の締結について
- 日程第 9 同意第 1号 西原村教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第10 発議第 2号 西原村議会会議規則第129条に伴う議員派遣について
- 日程第11 委員会の閉会中の継続調査申出について

1、応招議員 (10名)

|      |           |
|------|-----------|
| 1 番  | 堀 田 直 孝 君 |
| 2 番  | 村 上 高 志 君 |
| 3 番  | 坂 本 隆 文 君 |
| 4 番  | 中 西 義 信 君 |
| 5 番  | 西 口 義 充 君 |
| 6 番  | 上 野 正 博 君 |
| 7 番  | 山 下 一 義 君 |
| 8 番  | 林 田 直 行 君 |
| 9 番  | 桂 悦 朗 君   |
| 10 番 | 宮 田 勝 則 君 |

2、不応招議員 (なし)

3、出席議員 (10名)

|      |           |
|------|-----------|
| 1 番  | 堀 田 直 孝 君 |
| 2 番  | 村 上 高 志 君 |
| 3 番  | 坂 本 隆 文 君 |
| 4 番  | 中 西 義 信 君 |
| 5 番  | 西 口 義 充 君 |
| 6 番  | 上 野 正 博 君 |
| 7 番  | 山 下 一 義 君 |
| 8 番  | 林 田 直 行 君 |
| 9 番  | 桂 悦 朗 君   |
| 10 番 | 宮 田 勝 則 君 |

4、欠席議員 (なし)

5、職務のため出席した職員は次のとおりである。

|         |           |
|---------|-----------|
| 議会事務局長  | 米 口 三喜男 君 |
| 議会事務局書記 | 松 永 政 範 君 |

6、地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名は次のとおりである。

|        |        |
|--------|--------|
| 村長     | 日置和彦君  |
| 副村長    | 目床順司君  |
| 教育長    | 竹下良一君  |
| 総務課長   | 須藤博君   |
| 企画商工課長 | 林田浩之君  |
| 教育課長   | 吉田光範君  |
| 会計管理者  | 西山春作君  |
| 税務課長   | 廣瀬龍一君  |
| 産業課長   | 南利孝文君  |
| 復興建設課長 | 吉井誠君   |
| 住民福祉課長 | 藤吉昌也君  |
| 保健衛生課長 | 松下公夫君  |
| 保育園長   | 槇原加奈子君 |

○議長（宮田勝則君）おはようございます。

本日は全員出席であります。

定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付の議事日程第3号のとおり行います。

日程第1、議案第73号、令和2年度西原村一般会計補正予算（第4号）についてを議題とします。

内容の説明を総務課長に求めます。

（総務課長 須藤 博君 登壇 説明）

○総務課長（須藤 博君）おはようございます。

議案第73号についてご説明いたします。

議案第73号、令和2年度西原村一般会計補正予算（第4号）。

令和2年度西原村一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億7,572万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ66億6,574万3,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和2年6月9日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

歳入歳出補正予算の主なものについて、ご説明いたします。

7ページをお願いします。

款15国庫支出金、項2国庫補助金、目6総務費国庫補助金、6,112万2,000円の増額補正でございます。新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金等の増額でございます。

款16県支出金、項2県補助金、目3農林水産業費県補助金、1,884万円の増額補正。産地生産基盤パワーアップ事業補助金等の増額でございます。

款項同じく、目5総務費県補助金、4,696万7,000円の増額補正。熊本地震復興基金交付金等の増額でございます。

8ページをお願いします。

款17財産収入、項1財産運用収入、目1財産貸付収入、1,897万円の増額補正。大切畑ダム復旧工事土砂一時仮置場用地として、熊本県との土地賃貸に関する契約締結に伴う土地貸付料収入のための増額でございます。

款同じく項2財産売払収入、目1不動産売払収入、3,512万5,000円の増額補正。小規模住宅地区改良事業移転宅地売払収入の増額でございます。

款19繰入金、項1繰入金、目1基金繰入金、1,025万円の減額補正。財政

調整基金繰入金2,500万円の減額及び熊本地震復興基金繰入金1,475万円の増額でございます。

次に、9ページから歳出でございます。

10ページをお願いします。

款2総務費、項1総務管理費、目6諸費、1,138万3,000円の増額補正。大切畑ダム復旧工事土砂仮置き用地貸付分収金の増額でございます。

款項同じく目16震災復興費、6,010万円の増額補正。住まいの再建継続利用支援事業設計監理委託料及び工事請負費等の増額でございます。

14ページをお願いします。

款5農林水産業費、項1農業費、目5農業振興費、2,511万6,000円の増額補正。産地生産基盤パワーアップ事業補助金等の増額でございます。

款6商工費、項1商工費、目1商工業振興費、3,816万4,000円の増額補正。プレミアム付商品券事業関係の増額でございます。

そして、予備費を4,552万3,000円増額しております。

説明は以上でございます。ご審議方よろしくお願ひいたします。

○議長（宮田勝則君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

7番議員、山下一義君。

○7番議員（山下一義君）7番議員、山下です。

まず、ページ数は10ページなんですけれども、震災復興費の節12委託料ですけれども、熊本自身語り部育成事業委託料110万円、これは、育成というのは、これからこの110万円を使って教育するわけですか、それが一つ。それから、ページ数は15ページ、目3防災管理費、ここに節の10と17に避難所備蓄用感染対策衛生用品と感染症対策避難所備蓄倉庫購入費とありますね。これは新型コロナのためにこの施設を、備蓄用品と倉庫を買うわけですか。その2点をお願いします。

○議長（宮田勝則君）復興建設課長。

○復興建設課長（吉井 誠君）まず、お問合せの語り部育成の件なんですけれども、語り部育成は今のところ110万円程度予算をお願いしております。その内容としましては、まず復興ガイドテキストの作成をしまして、その後、復興ガイド育成の研修会を二、三回程度やりまして、時間があればよその視察研修等を行ってガイドを育成したいというふうに考えております。以上です。

○議長（宮田勝則君）山下君。

○7番議員（山下一義君）ということは、これは人材は決まっておりますか。

○議長（宮田勝則君）復興建設課長。

○復興建設課長（吉井 誠君）集落によっては人材が整いつつあるところもありますけれども、まだ決まっていない集落もございます。

- 議長（宮田勝則君）山下君。
- 7番議員（山下一義君）ということは、これは各集落、被災地が今復興が6集落ありますけれども、そこの箇所、箇所によつての育成を、語り部さんを教育するわけですね。
- 議長（宮田勝則君）復興建設課長。
- 復興建設課長（吉井 誠君）今のところ、集落ごとにガイドさんを設けたいとは思っているんですけども、どうしても農作業とかでできない場合は、全集落一旦全部覚えていただいて、誰が担当しても、よその集落のことも説明できるようなガイドさんを育成できればなというふうに考えております。
- 議長（宮田勝則君）山下君、今のやり取りでよございますか。
- 7番議員（山下一義君）大丈夫です。次、15ページお願いします。
- 議長（宮田勝則君）総務課長。
- 総務課長（須藤 博君）お答えいたします。
- 今回補正で要求させていただいておりますのは、先般、地方創生臨時交付金の一次配分を受けまして、今回、新型コロナウイルス感染症の予防対策のために避難所等で活用するというを目的として購入する備品、消耗品等でございます。
- 議長（宮田勝則君）山下君。
- 7番議員（山下一義君）ということは、この倉庫あるいは設備につきましては、新型コロナ用だけに使うわけですか。
- 議長（宮田勝則君）総務課長。
- 総務課長（須藤 博君）お答えいたします。
- 現状、新型コロナウイルス感染症という形での交付金でございますが、それだけに限定するものではないということで理解していただければと思います。
- 7番議員（山下一義君）分かりました。
- 議長（宮田勝則君）ほかに質疑ございませんか。
- 3番議員、坂本隆文君。
- 3番議員（坂本隆文君）3番、坂本です。
- ページの的には7ページの新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金というところに関連して質問したいと思いますけれども、よろしいでしょうか。
- 議長（宮田勝則君）関連次第では止めることもありますので、ご了承ください。許します。
- 3番議員（坂本隆文君）分かりました。
- 今回のコロナウイルスの中で、会計年度任用職員の皆さんに庁舎内では忙しかつたとは思いますが、保育園や小学校の関係の臨時の職員の方々には休校等で休めというふうに言われたという話を聞きました。その中でち

よっと調べましたところ、そこには給料が発生しないというふうに先日の合同で勉強会をしたときに総務課からは言われております。その中でちょっと調べましたところ、全国の各課長宛てに総務省自治体行政局公務員部というところから、新型コロナウイルス感染への対応を踏まえた業務体制の確保というものが3月5日にメールで来ておると思いますが、その中で地方公共団体におかれましては臨時職員、非常勤職員を含む職員全体の働く場の確保を図ることをお願いするような内容が書かれております。

ほかのものもいろいろ調べてみますと、今までの月の給料を100とすれば、その100に近い分の仕事量を与えなさいよというふうに言われておりますけれども、その臨時職員の方々に聞くと、休みが多かったと、その分は給料はもらえていませんというふうな話を聞いておりますけれども、その辺のことはどういうふうになっておられるのでしょうか。学校関係、保育関係のほうでお願いいたします。

○議長（宮田勝則君）教育課長。

○教育課長（吉田光範君）ただいまの坂本議員のご説明をさせていただきます。

学校の会計年度任用職員、学習支援員、生活支援員さんにつきましては、3月から5月まで一応学校で預かりをしまして、その辺のシフトに一応入っていただくということで調整をさせていただいております。

給料の支払いが0という会計年度任用職員さんは、うちの雇いではありません。学校の中では県職の臨時さんということで県が雇っている会計年度任用職員さんがおられると思います。その辺の把握はうちのほうではできませんので、一応、うちで雇っている職員さんにつきましては、0という職員さんはおられません。以上です。

○議長（宮田勝則君）保育園長。

○保育園長（槇原加奈子君）おはようございます。

お答えさせていただきます。うちの場合もパートの職員さんにつきましては、ご契約の段階で週に二、三回程度でも勤務ができたということで、ほかのお仕事と兼務をされていらっしゃる方も、常勤ができない方がパートで契約をされておられましたので、そちらのほうの勤務をされていらっしゃる方もいらっしゃいます。うちの場合も全く給与がなかったという方はいらっしゃらず、ただ、保険証は役場のほうでつくっていらっしゃいました、社会保険証はですね。ですので、それが使えればいいので契約解除ということは考えておりませんということでご理解はいただきました。以上でよろしいでしょうか。

○議長（宮田勝則君）3番、坂本君。

○3番議員（坂本隆文君）ありがとうございます。

本来であれば、コロナウイルスがなければ普通に給料をもらわれていたと思いますけれども、今回の場合は3月5日にそういうふうな、先ほど言いま



した通達が来ており、給料を減らさないようにしてくださいというふうな内容が届いていたと思います。これ、インターネットでいろんな自治体とかその辺を調べましたところ、保育園の方々が保育園で仕事がないので役場職員のお手伝いをされたりとか、そういったものに分けられて仕事をされたというふうなことも書かれておりましたし、それを全くしないという自治体もあったということで、いろんなところで質問があったり、その回答で自分たちは全然給料をもらえなかったと、どうなりますかというふうなことを書かれておりました。

また、先ほど言いましたように、委員会での勉強会のときに給料はどうなっていますかということで、総務課のほうの話では、まず休業された方にはお金は払わないというふうに言われておりましたので、そこでもまたいろいろ調べましたところ、地方公務員には一部を除いて労働基準法が適用されるというふうになっております。それを知らない自治体がたくさんあるということで、休業になった場合には平均賃金の6割の休業手当が補償されているというふうになっております。

これは総務課長に聞きたいと思いますけれども、前回言われたことで、今回のことでいろいろ調べてくれというふうに言っておりますので、その辺のご回答をお願いいたします。

○議長（宮田勝則君）総務課長。

○総務課長（須藤 博君）お答えいたします。

まず、会計年度任用職員制度につきましては、本年の4月1日から制度が始まったところでございます。それと並行するような形で今回、新型コロナウイルスが発生しております、いろんな状況が変わってきているという状況でございます。ご回答といたしましては、国のほうから5月1日付で通知が発出されておまして、各地方自治体につきましても休業として要請した分についてはやはり議員がおっしゃられているように、本来もらうべき業務の勤務実績に応じて相当する6割を補償するということでの通知が出されているところでございます。本村におきましても雇用関係の中で休業という形でしたのであれば、そこは細かく確認して休業補償というような対象になる方については補償という形になるかと思っております。

○議長（宮田勝則君）3番、坂本君。

○3番議員（坂本隆文君）調べていただいてありがとうございます。

臨時職員は西原村にも今、職員の数ほどおられるというふうに聞いております。それぐらい大事な人材でありますので、やはり皆さんと同等のいろいろな仕事とかもされておりますので、大事にお付き合い願いたいと思います。以上です。

○議長（宮田勝則君）ほかに質疑ございませんか。

5番議員、西口義充君。

○5番議員（西口義充君）おはようございます。

12ページの5番の社会福祉施設管理費ですけれども、今回、監査の折に空調が壊れていますということで、施設を預かっておられます、のぎく荘の方、職員さんもなかなか遠慮されてどうにもいかなくなっただけからのお願いということでございます。何か早く手だてができないかなといつも、萌の里もそんなだったんですけれども、やはり早めの対応を取っていただいて、村のほうでも予算を組んでいただくような指導をしていただければと思っております。

のぎく荘、たくさんのお年寄りの方もおられますので、今から本当に暑くなって、今までにない暑さが続きますので、管理にはもっと早めにそういうところができないかなという思いがありまして、今後、村長も考えておられますけれども、施設等のほうも年数が相当たっておりますので、いろんな改装もしなくてははいけないと思っておりますけれども、ああいう大事な施設ですので、職員には早めの対応を取っていただくような指導をいただければと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（宮田勝則君）住民福祉課長。

○住民福祉課長（藤吉昌也君）今の西口議員の質問にお答えさせていただきます。

いろんな部分で皆さん方、福祉センターについていろんな部分でお考えを聞いたこともありますが、現在、今回の福祉センターの空調につきましては、事務室、保健相談室と食堂の部分ということで、早急に委員会のほうでも修理をなささいということで言われておりますが、今のご質問で、今は空調関係の全体の部分からいいますと、平成30年度に脱衣場のほうを直させていただきました。今、これを入れますと全体の3分の1ぐらいが修理ができるかなというふうに思っております。

村長ともいろいろお話をさせていただいておりますが、今後はやはり、壊れてから予算をつけるじゃなくて、年次計画でこの部分を修理していこうということで委員会のほうでもお話しさせていただきましたが、当初予算のほうで来年度予算のほうから修理について、大規模、どれぐらいのお金がかかるかというのを今実際に積算をお願いしているところでございます。それに合わせまして当初予算のほうで年次計画のほうで、今後、いろんな部分で修理部分を早めに修理していこうというふうに考えておりますので、どうぞよろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（宮田勝則君）5番、西口君。

○5番議員（西口義充君）行政のほうでもそういう対応を早めにとっていただくというようなご指導があれば、我々も安心してお任せできますので、くれぐれもよろしくお願ひいたします。終わります。

○議長（宮田勝則君）ほかに質疑ございませんか。

4番議員、中西義信君。

○4番議員（中西義信君）4番、中西です。

10ページです。企画費の移住支援事業の件ですけれども、関東在住の方々を目的としてというふうな説明会がありましたが、対象者といいますか、それはもともと村内から就職された方々とか、そういった方々も入れるのか、そこらあたりの対象者のことをお話しいただければ。

○議長（宮田勝則君）企画商工課長。

○企画商工課長（林田浩之君）ただいまご質問いただきました移住支援事業に対する補助金につきましてご説明をしたいと思います。

こちらにつきましては、先ほど言われましたように、東京圏、東京23区内に在住で5年以上住まれている方という形と、あとは東京23区以外の埼玉、千葉、神奈川辺りから東京23区内に勤務をされている方々が、結局、これは向こうで5年以上という形で、あとはこちらのほうに、熊本県内に来られて、県がマッチングサイトという形で求人サイトをしておりますが、そちらのほうで就職をされた方についての支援金という形になります。ですので、その辺の部分は記載ございませんので、村から出ていかれて向こうで5年以上であれば該当するのかなというふうには思っております。

○議長（宮田勝則君）4番、中西君。

○4番議員（中西義信君）質問の最大の目的は人口増です。やっぱりいろんなそういったお金が来ることによって西原村の人口が少しでもまた増えるならいいのではないかと思って、またそういった場合、いつから始まるかは私もまだ伺っておりませんが、いつものホームページとか何でもPRですよ、そういうことをすることによって、もしかしたらプラスになるのではないかと思って質問しています。親戚の方々、調べた方々がこうやってあるぞと声かけになるのではないかと思って、いかがでしょうか。

○議長（宮田勝則君）企画商工課長。

○企画商工課長（林田浩之君）この事業につきましては、昨年度から、西原村は本年の4月1日から行っておりますが、県のほうでもPRは関東圏の辺りにされておるという状況であります。村としましてもホームページ等で広告等を上げていきたいなというふうには思っております。以上です。

○議長（宮田勝則君）4番、中西君。

○4番議員（中西義信君）有意義な予算がせつかく出るわけですから、村も何割か出しますけれども、それでも人口が増えるほうを選んだほうがいいと思いますので、頑張ってくださいと思います。

それと、また企画ですみません、14ページのプレミアムの件ですけれども、このプレミアムそのものが問題という質問ではありませんで、マイナンバーのプレミアムに関してはPRとか考えておられますか。5,000円つくのはご存じですかね。

○議長（宮田勝則君）暫時休憩します。

(午前10時30分)

(午前10時31分)

○議長(宮田勝則君) 休憩前に引き続き会議を再開します。

答弁を行います。

企画商工課長。

○企画商工課長(林田浩之君) ただいまの中西議員の質問にお答えいたします。

マイナポイントという制度がございます。そちらのほうにつきましても、今後、ホームページ等では広報していきたいというふうに考えております。以上です。

○議長(宮田勝則君) 4番、中西君。

○4番議員(中西義信君) その広報もぜひともお願いしたいし、地産地消のほうも、出す側のほうとしてもできるような話を聞いています。売る側のほうですね。5,000円のプレミアのほうではなくて商品ですか、そういうのもPRもできると書いてあったのは覚えています、見たことがあるので。ちょっと気にして見てもらえたらと思っています。

○議長(宮田勝則君) 今のは答弁を求める質疑ですか。

○4番議員(中西義信君) いや、すみませんでした。一緒に広めていただくことによってどんどん増えていけば、活用が広まっていければと思っています。それは結局マイナンバーカードの普及にもつながりますし、PRもやっていただきたいと思います。まだきちんと私も把握したわけでもございませんけれども、いろんな地元の品物の活用もできるようなところもあるそうですので、答弁は求めませんけれども、そういったところも研究してもらいたいと思います。

○議長(宮田勝則君) 中西議員に申し上げます。一応質疑の時間ですので、発言したら答弁を求めるのが常ですので、発言した部分に関して答弁をさせますけれども、答弁させてよろしいですか。

○4番議員(中西義信君) ではよろしく申し上げます。

○議長(宮田勝則君) 企画商工課長。

○企画商工課長(林田浩之君) ただいまのご質問にお答えいたします。

今言われましたように、地産地消というのは非常に大事なことでございますので、併せて広報等をしていきたいというふうに思います。よろしく申し上げます。

○議長(宮田勝則君) ほかに質疑ございませんか。

9番議員、桂悦朗君。

○9番議員(桂悦朗君) 9番、桂です。

12ページの先ほど西口議員が質問されました地域福祉センターの空調ということだったんですが、地域福祉センターについてはもう25年経過しており

ますので、いろんなどころで不具合が出ているし、また、替えなくちゃならない、また修理もいろいろ今までやってこられていると思うんですが、修理についても部品等もないような状況にもなっているところがあると思うんですね。そこらあたりを考えると、やはり早めに考えて実行していかないと、そのとき故障したからということでは使えなくなったら大変ですので、そこらあたりはどのように考えておられるのか。

また、この件について以前村長のほうにも質問しておりますが、手狭になっているということで、そのとき私が建て替えたらどうですかという質問をしたと思うんですよ。そのとき村長は、建て替えはなかなかできないけれども、増設できればというお話をされたと思います。現在どのように進めておられるのか、また考えておられるのか、そこら、お聞きしたいと思います。

○議長（宮田勝則君）村長。

○村長（日置和彦君）お答えをさせていただきます。

二十数年たっております。いろんなどころに支障があるということで、過去10年間を振り返っても3,000万円以上の修理をやってきておると。いつまたどこで急々に故障して、のぎく荘が使えなかつたりとかすることも考えられます。もう二十数年たっておりますので、あれをごろっと建て替えるわけにはまいりませんので、利用者もおられますので、増設、増築等もするならばなということも考えて、今、担当課の課長とも話をしておるところではあります。

まずどういったふうに増築するのか、まずプランを立てて、東のほうに増設をするのか、あるいは北のほうに増設するのか、そのプランを立てて今設計屋さんあたりとも相談しながら、どうしたほうが一番使い勝手がいいのか、そういったところも含めて、新たに機械室をつくるとか、あるいはお風呂もあんなに広くは要りませんので、少しは狭くしてお風呂もつくり替えるのか、そういったところを庁内でも検討委員会か何かつくって進めていくなればなというふうに思っております。そのプランを見て、東側の用地を交渉するのか、あるいは前にはできませんので、後ろの北側のほうの用地をお世話になるのか、そこら辺も検討しながら進めていくなればなというふうに思っております。

いずれにしましても、やがて団塊の世代が高齢化になってお世話になると、私が一番にお世話になるかしれませんけれども、そういったことで団塊の世代が高齢になってまいりますので、それまでには増設が終わるような形で進めていくなればなというふうに思っております。そういったことで、何しろどういった形で増設するか、そのプランを立ててから進めていくなればなというふうに思っております。以上です。

○議長（宮田勝則君）9番、桂君。

○9番議員（桂 悦朗君）私は村長にそういうふうに、どうですか新築でもと

ということで言っていたんですが、それが前に進んでいるということで安心しました。先ほど村長も言われましたように、2025年からは団塊の世代の方が後期高齢者という形になります。多くなります。そしたら、今後そういうところを利用する人が増えてくるんじゃないのかなと。いち早く、そういう面ではそこらあたりに手をつけてもらいたいなというふうに思っておりましたので、前回と、今回はどのように進められているのかという、その経過報告をということで質問させていただいております。今後、一日も早く計画が実行できるように思っておりますので、その点よろしくお願ひしたいと思ひます。いかがでしょうか。

○議長（宮田勝則君）村長。

○村長（日置和彦君）先ほど言いましたように、住民課長と話をして、まずプランを立てていただけないかと、これをまず進めていただきたいと。そうすると、さっき言いましたように用地もお世話にならんと、あのままでは足りませんので、そこを進めてまいります。ここもう二、三年のうちにはどうにかせんといかんなど。今までの災害、災害で、復旧、復旧ということでしたけれども、そういった村の施設のインフラも少しずつでも進めていかないといけないなというふうに思っております。それにかなりの事業費がかかるかなというふうに思っておりますので、そういった補助等も何かないかなと、大体あまりありません。村の施設でありますので、何かないかなというふうな思ひも持っておりますので、ほかにもいろんな施設もつくり替えないかんところもござひます。

中学校の給食、ランチルーム、そこあたりもせんと、ドライにせんとかななかNPOに委託できませんので、そこら辺もしなくちゃなりません。あるいは道路関係もまだまだ残っております。かといって、進めないわけにはまひりませんので、進めていきたいなというふうに思っております。まず、この前から課長に話しておりますけれども、その辺を少し前に進めていこうかということをお話しておりますので、いましばらく待っていただきたいというふうに思ひます。

○議長（宮田勝則君）ほかに質疑ござひませんか。

6番議員、上野正博君。

○6番議員（上野正博君）6番議員、上野です。

先ほど中西議員が質問されました、仮称であります10ページの移住支援事業で200万円予算を組んでおりますが、これに関連してちょっとお尋ねしたいと思ひます。

現在、集落再生が急ピッチに進んでおります。住宅環境整備が一部出来上がっているところもあります。これまでに空き地バンクもホームページで開設している、出しているということですが、これまでに移住したいという県外村外からの問合せなり、またもう既に移住してこられておられる世

帯もあるように思いますが、何世帯ぐらい今現在新しく移住してきておられるのか。それと、今問合せの状況はどのようになっているのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（宮田勝則君） 暫時休憩します。

（午前10時41分）

（午前10時44分）

○議長（宮田勝則君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

上野正博君。

○6番議員（上野正博君） この質問をしたのは、先月だったか、私の空港のタクシーの同僚の運転手が今、西原村に行ってきたばいと、もう60歳過ぎの定年上がりの夫婦を西原村に送ってきたと。この方は横浜から来ましたと、もう自分たちは定年になったら田舎暮らしをしたいということで、阿蘇のほうをあちこちずっと探したけれども、前回来たときに西原村をすばらしく気に入られて、自然が豊かで、その中で空港が一番近いというのが何よりの特典だったと。また横浜のほうに急遽、帰ることがあるときには、空港から帰るから、ここは本当にすばらしいですよというようなことで、そのタクシーは不動産屋に寄って、そしてから西原役場のほうに用事を済ませに行きますというようなことを同僚の運転手から聞きましたので、企画課においてはさらなるPR活動に努力されたいと思うような気持ちでお聞きしたわけでございます。答弁は結構でございます。以上です。企画課長、答弁お願いします。

○議長（宮田勝則君） 村長。

○村長（日置和彦君） よそからそうやっておいでいただくということは本当にうれしい話であります。ただ、だからそういった方々が村に来られるのか、あるいは不動産屋に行かれるのか分かりませんが、西原村がこんなところと来た方は分かりますが、今うちが空き地バンクという形でやっておりますけれども、そういった方々が西原村に来られる場合に、西原村はどんなところだろうかと、ただ、西原村に来られた方は分かりますが、西原村はこんな空き地があるということで登録されておる場合は、その土地を見に来たりとか滞在されたりされる方のためにも、今、PR動画、なかなか一回PR動画は持ってこられましたけれども、本当のPR動画ではないということで、もうちょっと作りなおしてくれということで緊急にお返しをしております。やがてできるかなと思いますけれども、そういったことで西原村はこんな村ということもPRしていきたいなど。

これは空き地バンクだけでなくして、西原村の観光にも訪れていただければなという形でつくると。本来は空き地バンクで西原村はどんなところかを知っていただくための動画でありますので、そういったことで来ていただ

くならばなど。そして、それをY o u T u b e やら、あるいは西原村のホームページ、動画で配信するならばなどというふうに思っておりますので、そういった形で、熊本県内におられる方はすぐにも西原村に来て西原村がどんなところか分かれると思えますけれども、県外からおいでいただくためにはそういったPR動画を作って配信するならばと思っております。そのことによって、今言われましたように空港が近い、熊本市にも近い、利便性もいと、そしてこの自然豊かな環境がいいということを知っていただければ、おのずと西原村に来ていただく方が増えはしないかなというふうに思っております。

そんなことを考えながら、また今からでも進めていくなればと思っております。ただ、今空き地バンクに登録されている方はまだ今のところ一件しかございません。まだまだ、広報でも使ってさらにPRをして、多分にも土地は、息子も来ん、誰も来ん、ただ草切りばかりということで困っておる方も今後出てこられるんじゃないかなというふうに思っておりますので、そういったこともPRしながら西原村の空き地を紹介する、そしてPR動画を作って西原村に来ていただくということも進めていくなればというふうに思っております。

ただ、PR動画は若干遅れております。本当に申し訳ありませんけれども、一回できたやつを見たときに、これではまだ足りないだろうと、やっぱり本当は1年間かけて西原村のイベント、観光地等を入れながら、西原村はこんなことをやっている、そして転入者の方々の声を聞きながらPRしていくならばというふうに思っておりますので、いいところを紹介せんと、悪いところは紹介されませんので、いいところを紹介しながら進めていくなればというふうに思っておりますので、どうかよろしくお願いいたします。

○議長（宮田勝則君）上野君、よろしいですか。

ほかに質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（宮田勝則君）質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（宮田勝則君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第73号、令和2年度西原村一般会計補正予算（第4号）について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（宮田勝則君）全員起立であります。

よって、議案第73号は原案どおり可決されました。

日程第2、議案第74号、令和2年度西原村国民健康保険特別会計補正予算



(第1号)についてを議題とします。

内容の説明を保健衛生課長に求めます。

(保健衛生課長 松下公夫君 登壇 説明)

○保健衛生課長(松下公夫君)議案第74号についてご説明いたします。

議案第74号、令和2年度西原村国民健康保険特別会計補正予算(第1号)。

令和2年度西原村国民健康保険特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ16万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億3,184万円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和2年6月9日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

歳入について、ご説明いたします。

6ページの歳入予算をお願いいたします。

款4 県支出金、項1 県補助金、目1 保険給付費等交付金、36万7,000円の増額補正です。一般被保険者高額介護合算療養費の支払い増に伴う普通交付金及び新型コロナウイルス感染症に伴う傷病手当金の支給に伴い特別調整交付金の増額補正であります。

款6 繰入金、項1 一般会計繰入金、53万2,000円の減額補正です。これにつきましては、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策に伴う特別定額給付金事業支給事務が発生し、国民健康保険特別会計で雇用している会計年度任用職員を5月から8月までの4か月間、一般会計で特別定額給付金事業支給事務職員として雇用するため3号専決処分により一般会計総務費の特別定額給付費に予算組替えを行っており、会計年度任用職員報酬等の減額に伴う一般会計繰入金の減額補正であります。

次に、歳出について説明いたします。

7ページをお願いします。

款1 総務費、項1 総務管理費、目1 一般管理費、53万2,000円の減額補正です。これにつきましては、先ほど歳入で説明いたしましたように、会計年度任用職員報酬等の減額に伴う補正であります。

款2 保険給付費、項1 高額療養費、目3 一般被保険者高額介護合算療養費、6万4,000円の増額補正です。これにつきましては、過年度分の介護サービス費との合算療養費の精算に伴う補正であります。

款2 保険給付費、項6 傷病手当金、目1 傷病手当金、30万3,000円の増額補正です。これにつきましては、新型コロナウイルス感染症対策として、新型コロナウイルス感染症に感染または疑われる症状があり、療養し、労務に服することができない被保険者で、給与等の支払いを受けている者が労務に

服することができない一定期間傷病手当金を支給するための補正であります。

以上でございます。ご審議方、よろしくお願いたします。

○議長（宮田勝則君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

1 番議員、堀田直孝君。

○1 番議員（堀田直孝君）1 番、堀田です。

ページ数7の歳出ですけれども、歳入も関係しますが、一般管理費の報酬が会計年度任用職員の45万2,000円、組み替えられています、メリットは何でしょうか。

○議長（宮田勝則君）保健衛生課長。

○保健衛生課長（松下公夫君）今回の新型コロナウイルス感染症対策の特別定額給付金につきましては、歳出について10分の10国庫補助ということですので、会計年度任用職員をそちらに含めて雇用したほうが国庫補助がつくと、実際事務に当たっていただきますけれども、そういうところはございます。以上です。

○議長（宮田勝則君）1 番議員、堀田君。

○1 番議員（堀田直孝君）国保会計で1人ということですが、一般会計のほうにもあったと思いますが、一般会計のほうは何人組み替えられましたでしょうか。

○議長（宮田勝則君）保健衛生課長。

○保健衛生課長（松下公夫君）一般会計の職員の方を2名分、会計年度任用職員、こちらの定額給付金の事務として計上させていただいております。

○議長（宮田勝則君）堀田君。

○1 番議員（堀田直孝君）ということは、百数十万円は単独の一般会計分を使わなくて済んだということですかということですね。以上です。

○議長（宮田勝則君）保健衛生課長。

○保健衛生課長（松下公夫君）そのようになります。

○議長（宮田勝則君）ほかに質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（宮田勝則君）質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（宮田勝則君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第74号、令和2年度西原村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（宮田勝則君）全員起立であります。

よって、議案第74号は原案どおり可決されました。  
暫時休憩します。

(午前11時00分)

(午前11時13分)

○議長(宮田勝則君) 休憩前に引き続き会議を再開します。

日程第3、議案第75号、令和2年度西原村介護保険特別会計補正予算(第1号)についてを議題とします。

内容の説明を保健衛生課長に求めます。

(保健衛生課長 松下公夫君 登壇 説明)

○保健衛生課長(松下公夫君) 議案第75号についてご説明いたします。

議案第75号、令和2年度西原村介護保険特別会計補正予算(第1号)。

令和2年度西原村介護保険特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億3,970万3,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和2年6月9日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

歳入について、ご説明いたします。

6ページの歳入予算をお願いいたします。

款1保険料、項1介護保険料、目1第1号被保険者保険料、404万3,000円の減額補正です。低所得者の介護保険料を、公費を用いて第1段階から第3段階の軽減強化を図ることにより保険料が減収するための補正であります。

款6繰入金、項1一般会計繰入金、目5保険料軽減強化繰入金404万3,000円の増額補正です。これにつきましては、歳入で保険料軽減強化に伴う保険料の減額分の国庫負担金等として補正させていただいております。

以上でございます。ご審議方、よろしく申し上げます。

○議長(宮田勝則君) 内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(「質疑なし」の声)

○議長(宮田勝則君) 質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「討論なし」の声)

○議長(宮田勝則君) 討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第75号、令和2年度西原村介護保険特別会計補正予算(第1号)につ

いて、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(宮田勝則君) 全員起立であります。

よって、議案第75号は原案どおり可決されました。

日程第4、議案第76号、物品購入契約の締結についてを議題とします。

内容の説明を総務課長に求めます。

(総務課長 須藤 博君 登壇 説明)

○総務課長(須藤 博君) 議案第76号についてご説明いたします。

議案第76号、物品購入契約の締結について。

次のとおり物品購入契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求める。

令和2年6月9日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

記。

1、契約の目的、小型動力ポンプ積載車(4台)及び小型動力ポンプ(1台)購入。

2、契約の方法、指名競争入札。

3、契約金額、2,060万8,060円、税抜額1,873万4,600円。

4、契約の相手方、所在地、熊本県熊本市中央区神水2丁目6番7号、会社名、野々村ポンプ株式会社、代表者、代表取締役湯本淳二。

参考資料といたしまして、次のページ以降に仮契約書(案)及び契約相手方の営業経歴書、納入実績を添付しております。

各消防団に配備しております小型動力ポンプ積載車と小型動力ポンプにつきましては、これまで経過年数20年を目安として更新・購入してきております。

財源といたしまして、緊急防災減債事業債が起債充当率100%、交付税措置70%ということから、財源として有効であるため、当該起債を活用し購入してきております。当該起債が令和2年度までとなっていることから、小型動力ポンプ積載車につきましては、今回18年目を迎える1分団2班(上鳥子、馬場、小園)、2分団6班(袴野)、6分団3班(星田)、7分団2班(小野)を前倒しで更新購入するものでございます。

なお、小型動力ポンプにつきましては同じく経過年数18年となります6分団3班(星田)のみ更新購入するものでございます。

ご審議方、よろしく申し上げます。

○議長(宮田勝則君) 内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

2番議員、村上高志君。

○2番議員(村上高志君) 2番、村上です。

購入のことに關しましては分かりましたが、今まで使っていた積載車4台、また動力ポンプ1台、この処分について説明をお願いいたします。

○議長（宮田勝則君）総務課長。

○総務課長（須藤 博君）お答えいたします。

今回更新しますポンプ車、ポンプにつきましては、業者のほうの引取りという形で処理をするところでございます。

○議長（宮田勝則君）2番、村上君。

○2番議員（村上高志君）積載車4台、また動力ポンプ1台、これは動かなくなったものですか。

○議長（宮田勝則君）総務課長。

○総務課長（須藤 博君）稼働はしている状態でございます。

○議長（宮田勝則君）2番、村上君。

○2番議員（村上高志君）稼働しているということであれば、幾らかの村の収入源になりはせんかと思いますが、今まで議会でもいろいろと質問がございました、いまだかつて相手の業者に引き渡すというようなやり方が一向に先に進んでおりません。その点、どのようになっていますでしょうか。

○議長（宮田勝則君）総務課長。

○総務課長（須藤 博君）ご指摘の話につきましては、購入した更新の後の公売についていろいろご意見をいただいていたところでございます。やらないということではなくて、やるということで今検討をさせていただいているところでございます。

○議長（宮田勝則君）2番、村上君。

○2番議員（村上高志君）たとえ動かなくなった品物でも自分たちの仕事の中では幾らかにはなっていております。やはり財政としては幾らかにでもなれば、幾らかの収入にしていかなければいけないかと思しますので、その点ぜひ上手な活用の仕方を希望いたします。以上です。

○議長（宮田勝則君）総務課長。

○総務課長（須藤 博君）有効な財産活用として、そこは重要なところだと理解しておりますので、前向きに検討させていただきたいと思えます。

○議長（宮田勝則君）ほかに。

1番、堀田直孝君。

○1番議員（堀田直孝君）1番議員、堀田です。

前回の回答でも前向きに検討すると言われましたが、前回そこに4台置いてありました。なかなか引取りがないので、これは公売するんだなと思っておったところが引取り。今回も引取りですね。先ほどの私の質問、任期付きの再任用に10分の10出るから49万円ということを組み替えた。財政の場合、やっぱり一般会計予算を使わないで国から来る金であればそれを使いたいということで、有効に使いたいということで、村執行部側も予算要求、年の前

から予算要求し、村長を含め財政係、何十日も検討して原課から出た予算は絶対必要と、でも歳入に見合う支出、優先する支出ということで削除して、一生懸命する、その姿を見ている中で、今回みたいにただ基金が、補填があるからということで買った、しかしながら公売をしない。

熊本県下でもかなりやっておりますね、熊本市なんか公用車は全部やっております、業者に向けて。この間の委員会の説明では、ヤフーはもう来年から止まります。ヤフーはやめます。しかしながら、実際、自庁公売するということもできるじゃないですか。やってみて、駄目だったらいいんですけれども、やらずに検討、検討、これでいいんでしょうか。

契約書の中に、今回の議会の議決を得られなかった場合、本契約としての効力を生じないですよ、これは。今回の議会で得られなかったときはどうなりますでしょうか、総務課長。

○議長（宮田勝則君）総務課長。

○総務課長（須藤 博君）条例等事象に照らし合わせまして議会の議決が必要となっておりますので、承認が得られない場合は契約の締結が効力を発しないと理解いたします。

○議長（宮田勝則君）1番、堀田君。

○1番議員（堀田直孝君）それと、今回の契約に際しまして、村からの仕様の指定、どこまでされていますでしょうか。積載車等ポンプについて。

○議長（宮田勝則君）総務課長。

○総務課長（須藤 博君）積載車につきましては、排気量と艀装関係、それと小型動力ポンプにつきましても能力とあと附属品の指定、あとは細かい決まり事といいますか規定のほうは示させていただいているところでございます。

○議長（宮田勝則君）1番、堀田君。

○1番議員（堀田直孝君）小型ポンプについてですが、以前、一回質問したときに、級がB3級ということでございましたが、今回はそのあたりはいかがでしょうか。

○議長（宮田勝則君）総務課長。

○総務課長（須藤 博君）お答えいたします。小型動力ポンプにつきましては、今回の仕様書についてもB3級ということで調べております。

○議長（宮田勝則君）1番、堀田君。

○1番議員（堀田直孝君）B2級もありますが、なぜB2級と能力の少しいいやつを指定しない理由は何かありますでしょうか。

○議長（宮田勝則君）総務課長。

○総務課長（須藤 博君）そこのB2にしないのかということまでは、ちょっと私も確認はしてきていないところでございます。

○議長（宮田勝則君）1番、堀田君。

○1番議員（堀田直孝君）それで、この仕様、今度星田に入ることです

が、ポンプも空冷だったり水冷だったりいろんな機種があります。これについて導入をする分団の希望とかお話を聞いた経緯はございますでしょうか。

○議長（宮田勝則君）総務課長。

○総務課長（須藤 博君）購入する先の分団班については、担当消防主任のほうで確認をしているということで聞いているところでございます。

○議長（宮田勝則君）1番、堀田君。

○1番議員（堀田直孝君）どういう希望が出されておりましたでしょうか。

○議長（宮田勝則君）総務課長。

○総務課長（須藤 博君）そこまでは、私は聞いていないところです。承知しておりません。

○議長（宮田勝則君）1番、堀田君。

○1番議員（堀田直孝君）これはなぜ聞いたかという、先ほど言いましたように、ポンプの場合、水冷と空冷がございます。その中で私が所属していた5分団の2班は空冷をずっと買っております。なぜならば、一班のほうが水冷の機械です。河原の場合、河原団地等の水利がないところに今住宅が建っております。そうした場合に、連結放水をしなければなりません、緊急時は。そうしたときに、水冷の場合は連結に入ったポンプは早くからエンジンをかけておかなければならない。給水がままならぬ、時間がかかった場合は、水冷の場合はもう水が回りませんのでオーバーヒートをしてしまうということになるから、空冷は早めにエンジンをかけて、送水準備をして、水利側が手間取ってもオーバーヒートをしないというような、その地域に応じたやっぱりポンプの必要性があると思いますので、やはり購入の場合は少しでも地域の分団の希望を聞いていただいて、この購入をしていただくなればと思っております。

引き続きまして、以前から村長、小型軽自動車の積載車の購入を検討すると言われております。今回たまたまいい資料を添付していただいていたのが、業者さんの物品実績を見ていただくと分かりやすいんですけども、車両に対しましてまず上段ですけども、嘉島町役場、ここが小型ポンプ付きの積載車を購入しております。520万円。そして、次に宇土市役所、これも556万円。その次が、やっぱり宇土市役所が488万円ということで、ダブルキャブの一般的な車は大体平均的に500万円なのかなと思います。

そして、下のほうにいきますと、多良木町が小型ポンプ軽積載車、これが318万6,000円。その次の次の玉東町、ここが284万円ですね。ということで、約半分の値段で納入されている。他に様式の指定で多少の値段の差はあろうかと思いますが、そのあたりも起債が100分の100出れば、100%に近い、買えるということであれば、このあたりも早急に検討していただき、または、まだこれが仮契約書であれば、これが3台、2台を普通のダブルキャブ、あと2台余計に入れることができるんじゃないかなと思うんですが、そのあ

たりはいかがでしょうか。

○議長（宮田勝則君）総務課長。

○総務課長（須藤 博君）今回の通常型と、あとはおっしゃるような小さいタイプということで、あるのは担当のほうも把握しておりまして、今回対象となる分団のほうにも一応、班のほうにも確認した上で現在の選定した機種になったということで聞いております。

○議長（宮田勝則君）1番、堀田君。

○1番議員（堀田直孝君）やはりこのあたりもせつかくの予算ですので、有効活用して地域防災、特に西原村の場合は災害が発生しやすいところがございますので、やはり少しでもいい機械、消防団が使いやすい機械、早く整備していただくというので反対はしたくはありませんが、今回の積載車については公売をされてみてはどうでしょうか。しないということであれば、私は賛成することはできません。ほかの議員さん、いかがでしょうか、もしあれば。

○議長（宮田勝則君）ただいま、堀田議員のほうが議員に質問を振っていますけれども、質問は議員に振ることはできませんので、今のは却下いたしますけれども、ほか、意見があればお伺いします。

○議長（宮田勝則君）5番議員、西口義充君。

○5番議員（西口義充君）皆さん、多分村上議員、堀田議員の意見にみなさん賛成をされると思いますけれども、やはりせつかくの財源ですので大事に使っていただきたい。前回のほうでも大変な思いをして集められて徴収をされているというお話を聞きますと、一円のお金でも取ってもらわんとという気持ちで皆やっています。そういう中でやはり積載車を、下取りが高くなればいいんですけれども、ただ無料で提供する、何のメリットもないと、そういうのはやめていただきたい。我々は少しでもお金に換えていただいて、その分をほかの財源に変えていただければ、みんな喜ぶんじゃないかなと思いますけれども、いかがでしょうか。自分の車のことを考えても、いかがですか。10年も乗っていないのに無料でやるというようなことをできますか。二、三万円でも下取りしていただければありがたいじゃないですか。いかがですか。

○議長（宮田勝則君）村長。

○村長（日置和彦君）お金を大事に使うという気持ちはありがたいというふうに思っております。ただ、西原村消防団とかいろいろ名前を書いておりますので、それを消して出さんと、そのまま出すわけにはまいりません。その経費がどれぐらいかかるかなと。そして、また今回も公売をしてもよろしゅうございます。幾らで売れるかなと、うちがかかる経費と売れる値段と、それも照らし合わせながら検討したいというふうに思っています。

それから、先ほど堀田議員の軽の車ということがございましたけれども、各分団に言えば、全ての分団が今までのような普通車の積載車をお願いしま



すという話がほとんどだったそうです。ただ、今から先は山に行くにも狭い路地に入るにも、軽がいいんじゃないかということ消防主任にも申し上げました。ただ、手を挙げないならば、各分団に1台は軽とか、そういった形でやっていかんかということも言うております。軽が分団によって偏っていくといけませんので、分団に1台は軽でよかろうというようなことを今後検討していくのはどうだろうかということ、消防主任のほうとは話をしております。やっぱりどこの分団も自分がいいのは普通車が良かと言われるだろうと、またそういったことを言うておられるそうではありますので、そこら辺も今後どうしたらいいかは検討したいと。ただ、私のほうからは、分団に1台、分団に4台あるならばそのうちの1台は軽でよかろうということで、分団で決めてもらうということをやりながら進めていけたらと思っております。以上です。

○議長（宮田勝則君）総務課長。

○総務課長（須藤 博君）公売につきましては、先ほどおっしゃられましたとおり、財産の有効活用ということで十分そこは理解しているところでございます。

○議長（宮田勝則君）暫時休憩します。

（午前11時38分）

（午前11時39分）

○議長（宮田勝則君）休憩前に引き続き会議を再開します。

○総務課長（須藤 博君）今回更新するものにつきましては、今年度、公売のほうをやらせていただきたいと思います。以上です。

○議長（宮田勝則君）5番、西口君。

○5番議員（西口義充君）前向きな検討ありがとうございます。やはり大事な財源でございます。一般会計のほうからもお金を使っているわけでございますので、ぜひ有効に使えるように努力を今後も重ねていただきたいと思います。看板等、そんなに大したお金はかからないと私は思いますけれども、やはり公売のほうが高いと思っております。ぜひ実現していただきたいと思います。終わります。

○議長（宮田勝則君）ほかに。

8番、林田君。

○8番議員（林田直行君）質問というか、確認のためにお伺いいたします。

先ほど小型動力ポンプ積載車が6の3、星田、そしてまた小型動力ポンプ6の3、星田とダブっておるといふか、何でそういう動力ポンプ、小型積載車に積んであるのに、前は地区でそれを買うようなふうでしたが、今は積載車に全部つけて村が管理しているのではないかという解釈を持っておったんですが、ちょっとその詳しいところをよろしくお願いします。

○議長（宮田勝則君）総務課長。

○総務課長（須藤 博君）今回、星田がたまたま小型ポンプと積載車の更新ということになっておりますが、当初、購入されたのが一緒だったから、同じ時期に18年目を迎えてきたというような状況になっておまして、ほかのこれからの入れ替えてきた記録を見てみますと、一緒の年のものもあるし、ないものもあるというような状況でございました。なので、ここだけ一緒だった、購入した経緯まではっきり把握はしておりません。それとあと、消防施設整備負担金に関する条例というのが制定されておりますが、小型動力ポンプと積載車の購入、修繕については村の負担というのが一つあるのかということに理解しているところでございます。

○議長（宮田勝則君）8番議員、林田君。

○8番議員（林田直行君）理解に苦しんでいるところが、なら、星田は2台入るわけ。ポンプ積載車、入札で4台は皆同じ金額としてポンプは別、どうなっているのか。

○議長（宮田勝則君）総務課長。

○総務課長（須藤 博君）小型動力ポンプ積載車というのが簡単に言えば車だけのものという捉え方をしていただくのと、小型動力ポンプはポンプだけという形になりますので、それが星田の場合はポンプ積載車1台と小型動力ポンプ1台というような組合せという形で理解していただければと思います。

○議長（宮田勝則君）暫時休憩します。

（午前11時42分）

（午前11時43分）

○議長（宮田勝則君）休憩前に引き続き会議を再開します。

ほかに質疑ございませんか。

4番議員、中西義信君。

○4番議員（中西義信君）4番、中西です。

すみません、今回、オートマチックが入ると聞いてちょっと安心しています。質問というか心配事で検討というか、実はつい先日聞いたばかりの話で、近隣町村で積載車の事故があったそうです。結構大きかったみたいで、話をしてくれた友人が、やっぱりドライブレコーダーというのは必要かなという話をされたものですから、事故が起こったという話を聞きまして、検討していただく、今回の積載車云々ではなくて、今後、そういうところもちょっと考えていったほうがいいんじゃないかと思って質問しました。

○議長（宮田勝則君）それは今回購入のやつについているかどうかの確認も含んでますか。

○4番議員（中西義信君）そうですね、それも一つと、今後それは考えるべきじゃないかと思って。

- 議長（宮田勝則君） についてなければ今後考えていただきたいと。  
総務課長。
- 総務課長（須藤 博君） 今回の購入する積載車につきましてはドライブレコーダーの設置はついておりません。また、今後につきましては、この時点で即答はなかなかできませんが、検討させていただきたいと思います。
- 議長（宮田勝則君） 4番議員、中西君。
- 4番議員（中西義信君） ありがとうございます。聞いたのが2日ぐらい前でして、それまでは気にもしていませんでしたけれども、やっぱり大きな事故があったと心配していましたから、質問しました。
- 議長（宮田勝則君） ほかに質疑ございませんか。  
（「質疑なし」の声）
- 議長（宮田勝則君） 質疑がないようですので、質疑を終結します。  
これより討論に入ります。討論ございませんか。  
（「討論なし」の声）
- 議長（宮田勝則君） 討論なしと認め、討論を終結します。  
これより本案を起立により採決します。  
議案第76号、物品購入契約の締結について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。  
（起立全員）
- 議長（宮田勝則君） 全員起立であります。  
よって、議案第76号は原案どおり可決されました。  
日程第5、議案第77号から日程第8、議案第80号までの工事請負変更契約の締結についてを一括議題にしたいと思いますが、ご異議ございませんか。  
（「異議なし」の声）
- 議長（宮田勝則君） 異議なしと認め、一括議題とします。  
内容の説明を復興建設課長に求めます。  
（復興建設課長 吉井 誠君 登壇 説明）
- 復興建設課長（吉井 誠君） それでは、議案第77号から第80号につきましては、全て工事請負変更契約の締結についてであり、同じ条文でありますので、以下については、一括して変更契約の内容を説明させていただきます。  
議案第77号を説明いたします。  
工事請負変更契約の締結について。  
次のとおり工事請負変更契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求める。  
令和2年6月9日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。  
記。
- 1、契約の目的、西滑動第41号、宅地耐震化推進（拡充）滑動崩落対策工

事（玉の迫①②）。

2、変更前契約金額、9,363万6,000円（税抜額8,670万円）、変更後契約金額、1億659万4,966円（税抜額9,690万4,515円）、1,295万8,966円の増となっております。

3、契約の相手方、熊本県阿蘇郡小国町大字上田3217、株式会社肥後建設社、代表取締役内田知行。

変更の主な内容としまして、住家の取壊しが1件っております。あと、仮設道路・敷鉄板、水道管布設替となっております。

続きまして、議案第78号を説明いたします。

1、契約の目的、西滑動第42号、宅地耐震化推進（拡充）滑動崩落対策工事（門出④・秋田原①）。

2、変更前契約金額、1億3,787万2,214円（税抜額1億2,533万8,377円）、変更後契約金額、1億4,622万8,172円（税抜額1億3,293万4,702円）、835万5,958円の増となっております。

3、契約の相手方、熊本県菊池郡大津町大字大林310番地、肥後木村組株式会社、代表取締役澤村奈古。

変更の主な内容といたしまして、間知ブロックから中型ブロックへ変更、安定処理工・固化剤盛土工の固化材添加量の変更、車庫取壊しとなっております。

続きまして、議案第79号を説明いたします。

1、契約の目的、西滑動第47号、宅地耐震化推進（拡充）滑動崩落対策工事（門出③）。

2、変更前契約金額、5,691万6,000円（税抜額5,270万円）、変更後契約金額、6,778万8,600円（税抜額6,162万6,000円）、1,087万2,600円の増となっております。

3、契約の相手方、熊本県菊池郡菊陽町原水3316番地、株式会社坂本建設、代表取締役坂本俊正。

変更の主な内容としまして、ブロック積12㎡、ルートパイル3本減、ロックボルト29m、鉄筋挿入工49本の増、支障木の撤去となっております。

続きまして、議案第80号を説明いたします。

1、契約の目的、西大滑第10号、宅地耐震化推進（大規模）滑動崩落対策工事（上布田11）。

2、変更前契約金額8,666万8,623円（税抜額7,878万9,658円）、変更後契約金額8,689万4,859円（税抜額7,899万5,327円）、22万6,236円の増となっております。

3、契約の相手方、熊本県阿蘇郡西原村大字布田1291番地1、株式会社下村組、代表取締役下村一恵。

変更の主な内容としまして、残土処理工約1,400m<sup>3</sup>の運搬距離4kmを5.5km

に変更しております。

以上でございます。ご審議方よろしくお願ひいたします。

それから、この場をお借りいたしまして、訂正とおわびを申し上げます。

令和元年度第3回定例会、議案第89号におきまして、参考資料として添付しておりました位置図につきまして、一部工事箇所を誤って表示しておりました。

住民の方々、議員さんへ大変ご迷惑をおかけしましたことをおわび申し上げます。今後は、このようなことがないようにチェック機能を強化し、さらに取り組んでまいりたいと思います。大変申し訳ございませんでした。

それから、議案第78号の変更の主な内容のところカンチブロックと申しましたが、正確にはケンチブロックの間違いでございます。以上です。

○議長（宮田勝則君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

なお、質疑される際には、議案番号を述べて質疑をお願いしたいと思います。

質疑ございませんか。

2番議員、村上高志君。

○2番議員（村上高志君）2番、村上です。

変更契約ということで全体的な4か所のうちの3か所について、80号を除いてちょっと金額がいつも高過ぎます。設計の段階でどのような設計をなされているのか。議案第77号については家屋の解体と、そういうような話でございますが、設計の時点でそういうのはどのように見ておられたのか。大体、今までの工事の内容からすると、あまり設計と変更契約の金額が高過ぎますので、その辺をどのように最初の設計をされておられるのか、伺います。

○議長（宮田勝則君）復興建設課長。

○復興建設課長（吉井 誠君）まず、お尋ねの変更契約の金額に対してなんですけれども、基本、国の基準に従って固化材の添加量とか、そういうのを加味して設計をしております。実際、工事に入る前に業者さんがもう一回現場の土を採取しまして試験を、土質試験とかセメントを混ぜる試験をやって、その結果により変更対象となっております。

基本的に西原村は六価クロムがセメントを混ぜたときに出るのが特徴で、それを混ぜたときには六価クロム抑制型というちょっと高価なセメントを使用しなければならず、こういうふうな高くなっているような感じになっております。また、もともと入れておけばいいじゃないかという話もあって、役場のほうも県とかに問い合わせまして、当初から加味していいですかということを伺っておったんですけれども、もともと、たまには出ないところもございまして、そこら辺の兼ね合いもあって、当初、基準どおりの設計をしてこういう毎回ちょっと高めの設計変更金額というふうになっております。

また、第77号、家屋の撤去ということで、当初は、地震後に通常であれば公費解体がなされてあるところがほとんどです。残っている部分に関しては、こちらでは残しておくだろうという判断の下、設計をしております。その後、この案件に関しましてはちょっと特殊なんですけれども、解体をしたいということでお話がありましたので、解体を行えば解体を行った金額と、もともとのルートパイルとか、ちょっと通常の擁壁よりも高価に、何倍と高くなる金額を比較しまして安いほうを選択しなさいということでありましたので、今回は解体のほうが全然安く上がりましたので、このような結果になっております。以上です。

○議長（宮田勝則君）2番、村上君。

○2番議員（村上高志君）なるべく設計の時点でそれなりの見積りのなものも出ますし、変更のないようなそういう金額の出し方をよろしく願いいたします。

それともう一つ、さっき工事箇所の間違いと言われましたけれども、自分たちにはどこどこが間違いなのかというのが、自分は地元ですので分かっております。ほかの議員さんたちは分かっておりません。そういうものもちゃんと説明、一応するのが当たり前じゃないかと思えますし、かれこれ10ヵ月ぐらい前の話でございます。一応自分の分かっているところでは、もう一回再議決をするような基準になっちゃおらんかと思えますけれども、その点どのようになっていますでしょうか。

○議長（宮田勝則君）暫時休憩します。

（午後 0時00分）

（午後 0時05分）

○議長（宮田勝則君）休憩前に引き続き会議を再開します。

2番議員、村上君。

○2番議員（村上高志君）今に関連してですけれども、県のほうに出しているのは、どっちが正しいのか自分たちは分からないですけれども、どっちの図面、どっちの地番で県のほうの申請は行われているんですか。

○議長（宮田勝則君）復興建設課長。

○復興建設課長（吉井 誠君）県及び国に申請してあるのは位置図でない正規の図面のほうで申請しております。

○議長（宮田勝則君）2番、村上君。

○2番議員（村上高志君）正規の図面というのは、みんなが正規の場所というのはまだ分かっていないということですね。

○議長（宮田勝則君）復興建設課長。

○復興建設課長（吉井 誠君）前々回、全員協議会のほうで説明を一旦させていただきました、名前を入れてですね。それでほかの議員さんたちはご周知

願えているんだろうかと承知しております。

○議長（宮田勝則君）2番、村上君。

○2番議員（村上高志君）確かに全員協議会で謝罪はされました。失敗は、間違えておりましたというあれはありましたけれども、位置図的なものは、ここをこういうふう間違えておったというような、そういう具体的な説明はなかったはずです。そういうのも必要じゃないかというところでは。

間違えたときこそしっかりした対応をしていかないと、だんだん話が大きくなっていくようですので、そこのところをちゃんとした処理の仕方をよろしくお願いいたします。

○議長（宮田勝則君）復興建設課長。

○復興建設課長（吉井 誠君）言われるとおり、変更、間違ったところと直したところをきちんと出せばよかったかなと思っております。今度の議会か何かのときにきちんとそういう資料を作って提出させていただきたいと思っております。以上です。

○議長（宮田勝則君）よろございますか。ほかに質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（宮田勝則君）質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に移りますが、討論につきましては6月1日の議会運営委員会の中で一括討議と決定しておりますので、一括討論で行います。

なお、討論される際には議案番号を述べて討論をお願いします。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（宮田勝則君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより議案第77号から議案第80号までを起立により1議案ごとに採決します。

議案第77号、工事請負変更契約の締結について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（宮田勝則君）全員起立であります。

よって、議案第77号は原案どおり可決されました。

○議長（宮田勝則君）続いて議案第78号について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（宮田勝則君）全員起立であります。

よって、議案第78号は原案どおり可決されました。

○議長（宮田勝則君）続いて議案第79号について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

- 議長（宮田勝則君）全員起立であります。  
よって、議案第79号は原案どおり可決されました。
- 議長（宮田勝則君）続いて議案第80号について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。  
（起立全員）
- 議長（宮田勝則君）全員起立であります。  
よって、議案第80号は原案どおり可決されました。  
日程第9、同意第1号、西原村教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題とします。  
内容の説明を総務課長に求めます。  
（総務課長 須藤 博君 登壇 説明）
- 総務課長（須藤 博君）同意第1号についてご説明いたします。  
同意第1号、西原村教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて。  
西原村教育委員会委員に次の者を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により議会の同意を求める。  
令和2年6月9日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。  
記。  
住所、西原村大字布田2097番地1、氏名、加藤みな子、生年月日、昭和34年8月13日。  
提案理由でございます。  
西原村教育委員会委員、加藤みな子氏の任期満了に伴い、再任いたしたく、任命に対し議会の同意を要するためでございます。これが、この議案を提出する理由でございます。  
次のページに履歴書を添付しております。以上でございます。ご審議方、よろしく申し上げます。
- 議長（宮田勝則君）内容の説明が終わりました。これより同意第1号、西原村教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて質疑に入ります。  
質疑ございませんか。  
（「質疑なし」の声）
- 議長（宮田勝則君）質疑がないようですから、質疑を終結します。  
これより討論に入ります。討論ございませんか。  
（「討論なし」の声）
- 議長（宮田勝則君）討論なしと認め、討論を終結します。  
これより本案を起立により採決します。  
同意第1号、西原村教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて、原案どおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。  
（起立全員）



○議長（宮田勝則君）全員起立であります。

よって、同意第1号は原案どおり同意することに決定しました。

日程第10、発議第2号、西原村議会会議規則第129条に伴う議員派遣についてを議題とします。

お諮りします。議員派遣の件については、お手元に配付しておりますとおり派遣することにしたいと思っております。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（宮田勝則君）異議なしと認めます。

よって、発議第2号、西原村議会会議規則第129条に伴う議員派遣については、お手元に配付しましたとおり派遣することに決定しました。

日程第11、委員会の閉会中の継続調査申出についてでございます。

お手元に配付の各常任委員会の申出に従いまして、議会運営委員会委員長上野正博君、総務福祉常任委員会委員長桂悦朗君、産業教育常任委員会委員長林田直行君、以上の方から申出がっております。事件、期限等については記載のとおりです。

お諮りします。各常任委員会からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（宮田勝則君）異議なしと認めます。

したがって、各常任委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

以上で、本日の議事日程及び会期日程は全部終了しました。

本日はこれをもって閉会したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（宮田勝則君）異議なしと認め、これをもって令和2年第2回西原村議会定例会を閉会します。

午後 0時16分 閉 会



地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和 年 月 日

熊本県阿蘇郡西原村議会議長 宮 田 勝 則

1 番議員 堀 田 直 孝

9 番議員 桂 悦 朗